

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	83 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	52 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年1月まで

私は昭和51年5月に、昭和43年4月から50年12月までの期間について、厚生年金保険と重複納付されているとして、国民年金保険料の還付を受けた。

しかし、このうち申立期間については、現在の社会保険事務所の記録では、厚生年金保険にも国民年金にも未加入とされており、納付できない。

申立期間について、国民年金保険料の還付を取り消し、納付済期間と記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する国民年金手帳の検認記録及び社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳の収納記録から、申立人が昭和43年4月から50年12月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、特殊台帳の記録から、昭和51年5月に、当該期間の国民年金保険料が還付されていることも確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和46年2月1日であると確認できることから、同年2月から50年12月までの国民年金保険料については、厚生年金保険料と重複納付となるが、一方、43年4月から46年1月までの期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できず、国民年金の強制加入期間であったと推認されることから、申立期間の国民年金保険料の還付は、行政側の事務的過誤であると認められる。

また、国の保険料徴収権は、その後2年間は消滅しないにもかかわらず、この間に記録訂正の手続がなされた形跡も認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月
② 昭和47年1月から同年3月まで

私は、集金人の勧めにより、昭和46年5月ごろに国民年金に加入し、加入後は、基本的に3か月ごとに私が集金人に保険料を納付していたが、妻からは、期限内に保険料を納付できなかった場合、後日、さかのぼって金融機関で納付したので未納は無いと聞いている。

申立期間①及び②の期間の保険料が、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①及び②は合計4か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②直前の昭和46年7月から同年12月までの保険料を47年6月28日に過年度納付している上、申立期間②直後の同年4月から同年6月までの保険料を同年7月1日に現年度納付していることが申立人の所持する領収書より確認できる。

これらの時点において、申立期間①及び②の保険料は過年度納付が可能であるにもかかわらず、申立期間①と②の間の期間のみ保険料を納付し、申立期間①及び②の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、昭和47年10月ごろに勤務先の会社を退職し、その後、A市役所で国民年金の加入手続をしたと記憶している。

私は、自分が国民年金に加入する前から、夫の保険料にも未納期間が生じないように注意して納付していたにもかかわらず、申立期間の私の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中の国民年金保険料を完納している上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人に係る国民年金記録をみると、申立期間直後の昭和49年4月から同年12月までの保険料を現年度納付しているものの、50年1月から同年3月までの3か月の保険料を同年7月に過年度納付していることが確認できる。当該過年度納付を行った時点では、申立期間の保険料を納付することが可能であるにもかかわらず、保険料額が安価で、かつ、時効の到来が早い申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月及び54年1月の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月及び54年1月

私は、A市に居住していた昭和53年2月に口座振替の手続を行い、その後、2か月ごとに国民年金保険料及び付加保険料を口座振替により納付していた。

それにもかかわらず、申立期間の保険料だけが未納と記録されており納付できない。申立期間の保険料も納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和50年11月以降、申立期間の2か月を除き国民年金保険料及び付加保険料をすべて納付している。

また、申立人に係るA市の被保険者台帳を見ると、昭和53年2月から口座振替が開始されたことが記載されており、A市では、申立期間当時の口座振替による国民年金保険料の収納は2か月単位で行っていたとしており、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人が口座振替に使用していた口座を開設していた銀行では、当時から、総合口座契約の利用者に対しては、普通預金の残高が口座振替額より少額の場合、定期預金を担保に貸越しを行っていたとしているところ、申立人が所持する申立期間後の昭和56年からの取引が記載された同口座の通帳には相当額の定期預金の取引が記帳されており、申立期間当時にも定期預金取引があったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月及び同年2月、53年10月から同年12月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月及び同年2月
② 昭和53年10月から同年12月まで
③ 昭和55年1月から同年3月まで

私は、昭和46年11月に国民年金に加入し、A市に住んでいた51年3月までは口座振替で国民年金保険料を納付していたと思う。

昭和51年3月にB市に、52年9月にC市にそれぞれ転居したが、住所変更手続きを行い、それぞれの自宅に来る集金人に対して保険料を欠かさず納付していた。

それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月に国民年金に加入後、申立期間①、②及び③を除いて60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間も合計8か月と短期間である。

申立期間①の保険料については、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間①直後の昭和51年3月の保険料をB市で現年度納付していることが確認でき、国民年金の住所変更手続き後に納付したものと推認される。申立人は、市役所からの指示があれば、保険料を納付していたとしており、現年度に未納期間があれば、その時点で市役所において納付の督促が行われたと考えられ、納付意識の高い申立人は、申立期間①を含んだ保険料を同時に納付したと考えるのが自然である。

なお、上述のとおり、申立人は遅滞なく国民年金の住所変更手続を行った上、保険料を納付していることから、A市において申立期間①の保険料の口座振替は行われなかったものと考えられる。

申立期間②については、当時、C市では、3か月に1度の集金が行われており、申立人の陳述と符合する。

また、申立期間②前後の保険料は現年度納付されており、仮に申立期間②が未納であれば、集金人が申立期間②直後の保険料を徴収する際、申立期間②の保険料について徴収しなかったとは考え難い。

申立期間③については、上述の特殊台帳を見ると、申立期間③の昭和55年から60年までの間、毎年1月から3月までの保険料が過年度納付され、このうち、57年と60年は催告前の各年5月に過年度納付により納付していることが確認できるところ、申立期間③についても、催告が行われたことが記載されており、納付意識の高い申立人は、催告を受けておれば保険料を過年度納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

私は、昭和51年9月ごろにA市で当時同居していた内縁の夫と共に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付してきた。

加入当初は、私が内縁の夫と一緒に経営していた店に、市役所から委託された集金人が毎月来られたので、私が、私と内縁の夫の二人分の保険料を納付していた。その後、銀行の外交員が毎月貯金の集金に来るようになり、国民年金保険料も夫婦二人分を一緒に銀行員に納付していた。

申立期間当時は、店の経営も順調で、経済的にも安定していたので、保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入年度の昭和51年4月から現在まで、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人及び当時同居していた内縁の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月にA市において連番で払い出されていることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は申立期間当時、A市で経営していた店に内縁の夫と同居し、毎月二人分の保険料を納付していたとすると、申立期間に係る内縁の夫の保険料については、現年度納付されている。

加えて、市が保管する申立人及び内縁の夫に係る国民年金被保険者名簿には、ともに申立期間中の昭和52年4月に同市内で住所変更を行い、53年3月31日付けで不在決定されている旨が記載されているところ、内縁の夫の保険料は上述のとおり同年3月まで保険料が現年度納付されており、市の名簿の記載内

容に不自然さがみられるなど行政機関の記録管理に何らかの誤りがあったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、妻と一緒に制度開始時から国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は妻に任せていた。

昭和46年4月以後の保険料は、妻が納付書により銀行で納付していた。申立期間当時は、経済的にも安定しており保険料を納付することは可能であったし、仮に、納付を忘れていたとしても督促があれば必ず納付していたと思う。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立期間を除いて60歳到達までの31年間保険料をすべて納付しており、また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、同年4月以降、申立期間を除いて60歳到達までに保険料の未納は無く、申立人夫婦の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻に係る特殊台帳には、申立期間の保険料につき納付の催告を行ったことが記載されているところ、ほかに催告が行われた記載がある期間についてはそれぞれ過年度納付が行われており、納付意識の高い夫婦は、催告により納付書が送付されていれば、保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後を通じて住所及び生活状況に特段の変化は無かったとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から37年3月まで
昭和35年ごろに亡夫が夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれた。
当時、私が、市役所又は区役所から自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。
仮に納付期限が過ぎても、督促があれば、私の性格からすると後からでも必ず納めていたはずであり、未納は無いと思う。
申立期間について、加入当初の6か月が未納と記録されており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、昭和36年4月から60歳到達までの間、国民年金保険料を完納している上、60歳到達以降も高齢任意加入を行い、55年以降は付加保険料も納付するなど、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間を通じて、住所及び経済状況に大きな変化は無かったとしている。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していたA市の広報誌により、申立期間中の昭和37年2月から集金人による被保険者宅への訪問集金が開始されたことが確認できるところ、年度途中で未納期間があれば、集金の際に集金人から申立人に対して未納期間の保険料の納付を督促したものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年3月まで

昭和42年8月にA市からB市C区へ転居した後、時期ははっきりしないが、区役所職員から国民年金加入勧奨を受けて、私が夫婦二人分の国民年金加入手続をしたと思う。

加入手続をした当日に、区役所職員から未納である過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明があり、その場で私が夫婦二人分の過去の保険料と一緒に納付したと思う。納付した期間と納付金額はよく覚えていないが、納付した金額は高額だったことは覚えている。

申立期間の保険料は納付していると思うので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間直後の昭和44年4月から48年3月までの申立人及びその夫の保険料は、申立人が所持する納付書及び領収証書並びに国民年金手帳により、同一日に納付されていることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫については、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの保険料が45年3月に過年度納付されていることが納付書及び領収証書から確認できる。上述のとおり、これ以降の保険料は、それぞれ同一日に納付されており、申立期間のうち、夫が納付済みである43年4月から44年3月までの保険料については、申立人が、自身の保険料も一緒に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和42年8月から43年3月までの保険料について

は、夫婦二人分を一緒に納付していたとされる申立人の夫の保険料も未納である。

また、申立人が申立期間のうち、昭和42年8月から43年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和53年4月から同年12月まで

昭和36年4月に国民年金に加入してから、ずっと保険料を納付してきた。毎月の収入が定まっておらず、滞納したこともあったが、督促の通知があった時は全額納付してきた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人は国民年金に加入した昭和36年4月から60歳に到達するまでの加入期間について、申立期間①及び②を除き保険料を納付済みであることが確認できる。また、申立人の国民年金の納付状況を見ると、過去に9度、未納期間であった保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認でき、申立人は未納期間の催告などがあった場合は、遅れながらも過年度納付していたことが分かる。

そこで、申立期間①について、申立人が所持する市の国民年金保険料通知書兼領収証書を見ると、昭和52年1月から同年3月までの期間に納付を示す領収印が無く、現年度納付は確認されない。しかし、申立期間①前後の年度においても同様に未納期間が存在していたが、国庫金納付書を用いて過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間①前後の年度の過年度納付状況をみると、昭和53年1月から同年3月までの保険料を同年11月に、51年1月から同年3月までの保険料を、先の過年度納付より後の53年12月に過年度納付していることが確認でき、申立期間①前後の年度を納付していながら、申立期間の3か月を未納のまま放置するとは考え難い。

さらに、申立人が所持する国庫金納付書（昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの保険料）を見ると、市の窓口で作成された国庫金納付書であることが確認できることから、申立人が市の窓口で未納期間について納付相談したものと考えられ、申立人に納付可能な未納期間があれば、当然、申立期間①を含め納付指導が行われたものと考えられる。

次に、申立期間②について、特殊台帳を見ると、昭和 53 年度欄に「54 催」と記載があり、54 年度に社会保険事務所が昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの未納であった期間を催告していること、その後、申立人は同年 1 月から同年 3 月までの間を過年度納付していることが確認できる。しかしながら、この過年度納付が行われた時期は、時効を迎える寸前の 56 年 12 月であったことが確認でき、この時点で、申立期間②の保険料は時効により、制度上納付することができなかったものとするのが自然である。

また、別の国民年金手帳記号番号により納付された可能性について、別の読み方を含め氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらなかったほか、申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年9月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年9月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

昭和46年以降は、A市において、私が、3か月ごとに夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付し、その後、時期は定かではないが、金融機関での納付に変更した。

今まで国民年金保険料を納付しなかったことは一度も無く、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和45年6月から現在に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳では、申立期間について保険料納付の催告が行われた事蹟^{じせき}は見当たらない。

さらに、申立期間は、申立期間①及び②を合わせても9か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は現年度納付されており、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、夫婦二人で国民年金に加入し、会社勤めも経て保険料を納めてもらってきました。それなのに未納にされているのはおかしい。納付は夫にすべて任せていたので金額は分からないが、定期的に夫婦二人分を集金人に納付していたように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納とされている昭和59年4月から60年3月までの間の保険料について、定期的に夫と一緒に夫婦二人分納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付記録をみると、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間は現年度納付済みであることが特殊台帳から確認できる。また、昭和52年12月以降、59年3月までの納付済期間、申請免除期間及び未納期間が夫婦同一であることが市の被保険者名簿、社会保険庁の記録双方から確認できる。さらに、申立期間を挟んで直後の2か月については、夫婦同一日に納付していることが市の収滞納記録から確認できる。

これらの点を踏まえると、昭和52年12月から60年5月までの間については、夫婦同一の納付形態を取っていたものと推定でき、1年と比較的短期間である申立期間についても、夫と同様に、現年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年9月まで

私は、当時、3か月に一度自宅に女性の方が保険料の集金に来ていたことを記憶しているし、保険料については、主人の給料日に別の袋に入れてきっちり管理していた。申立期間については、その前後は納付しているので、申立期間も納付しているはずである。もし、未納期間が有るなら、役所の方も督促するはずであり、督促を受ければ必ず納付するので、申立期間が未納にされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料を別袋できっちり管理していたし、申立期間前後の保険料も納付しているので、申立期間も納付しているはずであると申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の夫が厚生年金保険の加入期間であった昭和50年12月20日に任意で加入し、同月分から保険料の納付を開始していることが、申立人が所持する国民年金手帳の記録から確認できる。

また、申立人の保険料納付記録をみると、任意加入期間101か月のうち、申立期間を挟んだ前後94か月の保険料は納付済みであることが確認でき、国民年金に対する申立人の積極的な加入姿勢と納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間直前の昭和58年2月までの保険料は、現年度納付されていることが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。一方、同年当時、市では1期3か月を単位として保険料を徴収していたことから、昭和57年度の末月である昭和58年3月のみが未納になっているのは不自然である。

加えて、申立期間のうち、昭和58年度の6か月分の保険料について現年度

納付がなされなかった場合、翌 59 年度に催告されたはずであるが、特殊台帳の記録からその形跡は見られず、仮に、催告の記録漏れがあったとしても、申立人の納付意識からみて、敢えて催告された 6 か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで
昭和47年3月に国民年金に任意加入して以来、国民年金保険料を区役所又は郵便局で納付してきた。
老後に備えてきっちり保険料を納付してきたのに、3か月だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月31日に国民年金に任意加入して以降、60歳期間満了まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付し、厚生年金保険及び第3号被保険者との切替手続も適切に行っている。

また、申立期間は3か月と短期間である上、前後の保険料は現年度により納付済みである。

さらに、申立人は、申立期間前後を通じて、夫の経済状態も安定しており、生活状況等に特段の変化は無かったと陳述していることなどを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、A県B市に居住していた時に、当時の婦人会長に勧められて国民年金に任意加入した。私も町内会の班長になったので、主に近所のサラリーマンの奥さんを対象に国民年金の加入を勧め、私自身が国民年金保険料を集金し、B市役所の年金課に納金していたことを覚えている。その後、E社に勤めていた夫が昭和39年4月に転勤し、C市に転居してからの2年間ほどは保険料を納付していなかったが、41年にD市に転居した際に、再び保険料を納付しようとD市役所に出向いたところ、職員から、私の加入歴を調べたが、B市に加入記録が無いと言われた。私も自らB市役所及び社会保険事務所に何度も電話で確認したが、「無いものは無い。」との返事であり、仕方なく新しく加入手続を行った。申立期間が未加入とされ、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市において国民年金に任意加入した際の事情及び申立人自身がほかの国民年金加入者の保険料を集金していたとする当時の状況等について、具体的かつ明瞭に陳述しており、その内容に特段不自然な点は認められない上、申立人に加入を勧めたとする当時の婦人会長から当時の状況について聴取したところ、その内容を裏付けるとともに、申立人と同時期に国民年金に任意加入したとの陳述が得られた。

また、当時の婦人会長は、当時、町内会が納付組織であったことをうかがわせる国民年金保険料徴収票を所持しているほか、自身の国民年金手帳を所持しており、それを見ると、昭和38年4月8日に任意加入被保険者の資格を取得

していることが確認できることから、申立人についても、このころに任意加入したものとみるのが相当である。

さらに、当時の婦人会長は、国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付しており、申立人も、D市で新しく任意加入したとする昭和41年11月以降、60歳期間満了まで保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで
② 平成元年4月から3年3月まで

私は、夫が勤務していた会社が昭和50年10月に倒産したので、同年11月に区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、その時、何か月かの夫婦二人分の国民年金保険料として2万から3万円ぐらいの金額をまとめて納付したのに、夫の退職後の申立期間①が未納とされている。

また、国民年金に加入後は、夫婦二人分の保険料を私が一緒に区役所内の銀行等で納付していたのに申立期間②が未納とされ、特に平成2年2月から3年3月までの保険料は、夫が納付済みで私が未納とされているのもおかしい。

私の保険料は、夫が退職してから平成3年度まですべて納付してきたと思っている。その間に未納があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が勤務していた会社が倒産したので、昭和50年11月に区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、その時、夫婦二人分の国民年金保険料として2万から3万円ぐらいの金額をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、夫婦に係る区の被保険者名簿を見ると、夫婦共に夫が退職した約1年後の昭和51年12月11日に国民年金の新規取得届を行ったことが確認できるとともに、夫婦は、共に同年4月から保険料を納付していることが社会保険庁の納付記録により確認できることから、申立人は、新規取得届を行った際に、その時点において、区役所窓口で納付が可能であったとみられる申立期間①直

後の同年4月から同年12月までの9か月の現年度保険料のみを夫婦一緒にまとめて夫婦二人分を納付したものと考えるのが自然であり、当該期間の保険料額も夫婦二人分で2万5,200円となることから、申立人が記憶する納付金額とおおむね一致している。

また、夫婦に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

申立期間②について、申立人が保険料を一緒に納付してきたとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間②のうち、平成元年4月から2年1月までの保険料は未納である上、2年2月及び同年3月の保険料を、4年3月2日に過年度納付していることから、納付日時点において、当該未納期間は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

一方、申立人の夫は、申立期間②のうち、上記の過年度納付のほか、平成2年4月から3年3月までの保険料を現年度により納付しており、これに引き続く同年4月から4年3月までの保険料及び納付を開始した昭和51年4月以降、申立期間②直前の平成元年3月までの13年間の保険料は夫婦共に納付済みであることなどを考慮すると、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人が、申立期間②のうち、申立人の夫の納付済期間である2年2月から3年3月までの保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成2年2月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで
国民年金の加入については、妻が手続してくれていたはずである。
国民年金の保険料納付については、妻に任せていたため、よく分からないが、申立期間の3か月だけが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和51年1月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みである上、平成4年4月から5年3月までの期間の保険料については前納しているなど、納付を担っていた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事など生活状況に大きな変化も認められない。

さらに、申立人夫婦が所持している保険料領収書を見ると、申立期間前後の国民年金保険料は夫婦共に現年度納付していることが確認でき、また、申立人夫婦は、過去において国民年金保険料を複数回にわたり過年度納付している記録も確認できることから、仕事が順調であった申立人の妻が、申立期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで
国民年金の加入については、私が夫婦二人分の手続をそれぞれ別の時期に行った。
国民年金の保険料納付については、私が夫婦二人分の保険料を銀行又は市役所に出向き納付していたので、申立期間の3か月だけが未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和54年4月以降、申立期間を除き、保険料をすべて納付済みである上、平成4年4月から5年3月までの期間の保険料は前納しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間を通じて、申立人夫婦の仕事など生活状況に大きな変化も認められない。

さらに、申立人夫婦が所持している保険料領収書を見ると、申立期間前後の保険料は夫婦共に現年度納付していることが確認でき、また、申立人夫婦は、過去において国民年金保険料を複数回にわたり過年度納付している記録も確認できることから、仕事が順調であった申立人が、申立期間の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成12年8月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成8年10月9日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成9年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和61年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和46年12月11日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成8年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成5年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から現在までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成15年1月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和46年8月17日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年4月1日から現在までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和48年5月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成12年8月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和48年5月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成3年4月11日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和42年4月1日から昭和46年10月16日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和61年10月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成12年8月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成14年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から昭和48年3月16日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年10月1日から平成8年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和41年4月1日から平成14年4月1日までA社で継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ異動した際の厚生年金保険の資格喪失日が45年3月31日とされている。

昭和45年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額についてはB社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していないことを認めており、B社C支店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、昭和45年3月31日に申立人が厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は申立人に係る資格喪失日を誤って同日付けとして届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和27年3月から、申立期間もA社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者一覧台帳、健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和29年7月1日に同社C支社から同社D支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立どおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和29年6月の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に該当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、D社)における資格取得日に係る記録を昭和38年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月21日から同年8月7日まで

昭和25年にA社に入社して以来、転勤による異動はあったが、61年まで継続して勤務したのに、社会保険事務所の記録では申立期間の1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間においても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の在職証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がD社に継続して勤務し(昭和38年7月21日に同社B支社から同社C本店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年8月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和38年8月7日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和26年3月26日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、それぞれ8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月26日から同年4月1日まで
② 昭和26年7月8日から同年8月1日まで

私は、昭和26年3月26日、A社に入社して以降、社名は「A社、D社、B社」と変わったが、同社本社や事業所及び関連会社の間を異動して最後に同社の子会社E社を平成元年6月30日に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所にて厚生年金保険の加入記録を確認したところ、入社当初の昭和26年3月26日から同年4月1日までの期間及びA社F工場に異動した同年7月8日から同年8月1日までの期間が厚生年金保険加入記録から抜けていた。

申立期間も継続して勤務しており、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社発行の人事記録により、申立人は申立期間①においてA社に勤務していることが確認できる。

また、申立人と同様に大学新卒として同社本社に採用された24名のうち、申立人が名前を挙げた4人の厚生年金保険加入記録をみると、研修後、A社本社に配属された3人はいずれも採用された昭和26年3月26日付けで資格を取得している一方、申立人と同様に同社C工場に配属されたもう一人の同僚の資格

取得日は申立人と同じく同年4月1日付けとなっていることから、各事業所の社会保険事務担当者によって資格取得日の取り扱いが異なっていたことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、上記雇用保険の加入記録及びB社発行の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間②当時、A社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立期間②に係るA社F工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和26年8月1日であることから、同社F工場が適用事業所となるまでの期間は、引き続き同社C工場で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和26年4月、同年6月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、B社提出のA社C工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届によると、資格取得日が昭和26年4月1日、資格喪失日が同年7月8日と社会保険庁の記録どおりに記載されていることから、事業主は同年4月1日を資格取得日、同年7月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年7月10日に、資格喪失日に係る記録を31年1月21日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月10日から31年1月21日まで

私は、昭和26年7月21日に、A社に入社して、平成元年9月20日に退職するまで継続して同社に勤務した。申立期間は、同社C支店に在籍し同社B支店に派遣されてF業務従事者として勤務していた。

申立期間の厚生年金保険加入記録が無いとされているが、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和29年7月10日に同社D支店から同社B支店に異動、31年1月21日に同社B支店から同社E支店へ異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における申立人及び同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人と一緒に異動した6人の従業員には申立期間の被保険者記録が有るので、B支店における申立人に係る資格の取得及び喪失の届出が漏れたと考えられる。」としている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社

会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 7 月から 30 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和41年4月1日に入社し、平成20年10月20日に同社を定年退職するまで継続して勤務していた。

昭和42年3月にA社B工場から同社C営業所へ配属されたが、同年3月21日に資格を喪失し、同年4月1日に再取得となっていることにより、厚生年金保険の加入記録が1か月抜けていることに納得ができない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B工場から同社C営業所へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B工場から同社C営業所に異動した同僚は、申立人と同様に昭和42年3月21日から同年4月1日までの期間について欠落が複数名生じていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から13年12月1日まで

A社に勤務していた期間の給与は、基本給のみでも40万円あった。厚生年金保険料も支給額に応じて控除されており、これを記載する給与明細書もあるので、申立期間において30万円とされている標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与支払明細書及び平成11年分源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の控除保険料額から41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成10年11月から13年11月まで申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和32年4月1日から62年7月25日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。しかし、社会保険庁の記録を見ると、同社B本社から同社C本社への異動の際に、42年3月30日に資格を喪失、同年4月1日に資格を取得とされ、1か月の未加入期間が生じており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在職証明書及びD健康保険組合提出の被保険者台帳等から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B本社から同社C本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立期間に係る保険料を納付したかは不明。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月7日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年11月7日から同年12月1日まで
② 昭和54年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和17年1月1日から54年4月28日に退職するまで継続してA社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に1か月（昭和20年11月）の空白が生じているのは納得できない。

また、私は、昭和54年4月28日にA社D支店を退職し、同年4月の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同年3月までしか被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の職歴証明書及び同僚の記録などから判断すると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し（昭和20年12月1日に同社C支店から同社E支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年10月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうかは不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、雇用保険の記録、B社が保管している人事記録及び企業年金基金の記録から、申立人が同社を退職したのは昭和54年4月28日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第14条においては、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和54年4月29日であり、申立人の主張する同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月17日から20年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が確認できないとの回答があった。昭和15年12月から、申立期間も同社に継続して勤務していたのは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の在籍証明書から、申立人は、申立期間についても同社に継続して勤務していたことが、確認できる。

また、B社の人事担当者は、「昭和20年8月31日まで在籍していたのであれば、厚生年金保険料は控除していたと思われる。」と陳述しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において記録の確認ができる同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

るを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和35年8月1日から36年7月31日までA社に常勤で勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和36年7月31日となっている。同年7月の厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書から、申立人は、A社に昭和36年7月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時におけるA社の経理事務担当者は、「当時の給与締切日は月末であり、保険料を当月控除していたことから、申立人の昭和36年7月の給与から同月の保険料を控除した。」と陳述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和36年8月1日と届

け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同一日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月15日から同年3月1日まで

私は、昭和33年2月15日にA社に入社し、51年3月31日まで同社に勤務したが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日は33年3月1日となっている。

当時、早く入社できる人を採用するということを聞いたように思う。

退職時にもらった退職金明細書にも、昭和33年2月15日に入社し、53年3月31日に退職と記載されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の退職金明細書から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

そこで、申立人と同じく新卒者としてA社に入社している同僚の同社での厚生年金保険加入状況をみると、申立人を含む4人が昭和33年3月に被保険者資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。ところが、当時の事情を照会できた同僚二人は、「同社入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致しており、入社時に試用期間は無く、入社日と同一日から仕事をした。」旨を陳述している。また、申立人と同一部署で同一業務に従事しており、同年9月4日に資格を取得している同僚も、「同社入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致している。」と陳述している。さらに、申立人のA社入社前年の32年に新卒者として同社に入社している同僚

13 人が同年 2 月 15 日に被保険者資格を取得していることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、当時の事情を照会できた 2 人は、「高校卒業前の昭和 32 年 2 月 15 日から仕事に就き、卒業式の日だけ会社を休んだ記憶がある。」旨を陳述している。

これらのことから、申立期間当時の A 社では、入社日と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取り扱いをしていたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 3 月の社会保険事務所の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和 33 年 3 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に、同社C支社における資格喪失日に係る記録を52年8月1日に訂正し、46年9月の標準報酬月額を4万2,000円とし、52年7月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和46年9月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和52年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和52年7月21日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和46年3月からA社に継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の入社以来勤続30年の表彰及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和46年10月1日に同社B事業所から同社C支社に異動、52年8月1日に同社C支社から同社B支社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、52年6月の社会保険事務所の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしているものの、事業主が資格喪失日を昭和

46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和48年6月21日)及び資格取得日(昭和48年7月5日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月21日から同年7月5日まで

私は、A社へ昭和44年4月2日に入社し、49年3月31日に退職するまで継続して勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無く、納得できない。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和44年4月2日に厚生年金保険の資格を取得し、48年6月21日に資格を喪失後、同年7月5日に同社において再度資格を取得しており、申立期間である同年6月の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間において申立人の雇用保険の記録は継続しており、また、A社は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと回答している。

さらに、申立期間において、申立人と所属部署及び仕事内容も同じであったとしている複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月及び同年7月の社

会保険事務所の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和48年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から49年12月まで

私は、結婚後すぐに国民年金制度について夫と話し合い、昭和47年3月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

加入後、昭和47年3月からの国民年金保険料を、毎月、郵便局で納付書に現金を添えて納付してきた。

申立期間について、納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に、A市B区役所において国民年金の加入手続を行い、同年3月から毎月、郵便局で国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳から、申立人は、昭和50年1月31日に任意加入被保険者として国民年金に加入し、同日付けで国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取得するため、制度上、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市では、納付書による保険料納付が開始されたのは、昭和48年4月からであったとしており、申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索（旧姓を含む）及び申立期間の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対し

て別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、平成 20 年 6 月に障害基礎年金の裁定請求のため A 市 B 区役所に行ったところ、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料は申請免除と記録されているが、昭和 62 年度の申立期間は免除では無く未納と記録されていることを知った。

申立期間を含む昭和 61 年 1 月から 63 年 3 月までの間に免除申請をした記憶は無いが、61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間の保険料の免除が承認されているならば、申立期間についても市役所から免除意思の確認の連絡があるはずであり、連絡があれば免除になるようにしていたと思う。

申立期間についても免除が承認されていると思うので、未納と記録されていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の期間が申請免除と記録されており、申立期間についても市役所からの免除意志の確認があれば、免除申請することを回答していたと思うので、申立期間の免除が承認されていると申し立てている。

しかし、申立期間当時の免除申請の手続は、被保険者から市町村を通じて免除申請書を社会保険事務所へ送付し、社会保険事務所において承認及び却下の審査を行い、その結果は被保険者に通知されるとともに、社会保険事務所において被保険者に係るオンライン記録に登録される取扱いであったところ、申立人に係るオンライン記録には申立期間について免除に関する記録が無い上、申立人も申立期間当時の免除申請などに関する記憶は無いとしている。

また、申立人に係る納付記録をみると、申立期間直後の昭和 63 年度の保険料が昭和 63 年 5 月 23 日に一括納付されていることが確認できる。これについて

て申立人は、区役所から納付書が送付されてきたので保険料を納付したと陳述するところ、A市では、当時、前年度の保険料が免除されている被保険者に対しては、4月に免除勧奨葉書を送付し、免除申請を行うか否かの意思確認を行った上、保険料の納付を希望する場合又は免除を希望したが却下された後に、改めて納付書を送付する取扱いとされており、このように早い時期に上述の手続を経た上で保険料が納付されたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

私は、昭和40年3月に会社を退社した際、母に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を依頼したので、母はA市（現在は、B市。）市役所でそれぞれの加入手続をしてくれたと思う。

母任せであったが、定期的に来訪する婦人会組織の集金人に、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間について納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が、昭和40年3月ごろに申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に払い出された被保険者の払出日の状況から、申立人の手帳記号番号の払出時期は、早くても昭和63年4月であることが確認でき、この払出時期からすると、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から41年8月まで
詳しいことは分からないが、昭和37年1月に、両親が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。
申立期間の私の国民年金保険料は、両親が両親の保険料と一緒に納付をしてくれていたことは間違いない。
申立期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が、昭和37年1月ごろに申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかし、A社会保険事務所では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期について、前後に払い出された被保険者の状況などから昭和41年ごろに特別適用対策で払い出されたものとしている。この手帳記号番号を使用して申立期間のうち、大部分の期間の保険料は現年度納付することができず、制度上、一部の期間は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の両親は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から47年9月まで

私は、昭和38年11月に、将来のことを考えて、A区役所の窓口で国民年金の加入手続をした。

その後、自宅に来るA区役所の集金人に3か月単位で保険料を納付していた。

申立期間の保険料額は、当初、1か月あたり300円であったと記憶している。

申立期間について、保険料の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年11月ごろ、A区役所において国民年金の加入手続を行い、その後47年9月まで自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳から、申立人は、昭和47年10月11日に任意加入被保険者として国民年金に加入し、同年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。国民年金の任意加入被保険者は、加入日に国民年金の被保険者資格を取得するため、制度上、加入日より前月の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に係る申立人の住所地を管轄するB社会保険事務所における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年3月まで

昭和42年1月に長男を出産した翌月から、特に国民年金の加入手続もせず、A市役所又はB市役所から来た集金人に国民年金保険料を当時の夫の分と一緒に納付していた。支払いの際には、集金人は通い帳のようなものを広げて日付を記入し、認印を押して手渡してくれた。通い帳は国民健康保険の保険証に似ており、折ったものでペラペラの紙だった。当時は同じ文化住宅に住んでいた隣家4軒と一緒に保険料を納付していた。C市に転居してからは、納付書を使って納付していた。

保険料納付を示すような資料は持っていないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年1月に長男を出産後、特に加入手続もしないまま、当時の夫の分と共に継続して国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人及び申立人の元夫の国民年金記録をみると、昭和47年6月20日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる。この払出時点では、申立期間のうち、44年12月以前の保険料については制度上納付できないほか、45年1月から47年3月までの保険料は過年度納付しかできず、申立人が42年2月以降の保険料を集金人に現年度納付していたとの陳述に符合しない。

また、保険料を同時に納付していたとする元夫も申立期間の保険料は未納の記録となっているほか、申立期間当時、申立人が在住していたB市では国民年金の加入申込みは市役所の国民年金係で取り扱われていたことが広報紙等で確認され、特に国民年金の加入手続をせずに集金人に保険料納付していたとの

申立人の陳述は不自然である。

さらに、B市在住時の隣人から有力な証言等も得られなかったほか、C市に転入した昭和44年10月以降の申立期間の保険料納付について、申立人は納付書を用いて納付していたと陳述しているが、C市で納付書方式による保険料納付が可能になったのは昭和49年度以降であり、陳述と符合しない上、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から14年6月までの期間の国民年金保険料及び同年7月から16年9月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月から14年6月まで
② 平成14年7月から16年9月まで

私は、以前に厚生年金保険の脱退手続をしたため、65歳まで国民年金保険料をかけても満期にならないことは分かっていたが、60歳になった平成12年8月にA市役所であらためて国民年金の加入手続を行い、保険料を納めていたので、申立期間①の保険料が未納とされているのは納得できない。

また、途中から月額400円の付加保険料を納めれば、受給できる年金が少しでも多くなることを知り、途中からでも申請できることを知ったので、平成14年に付加保険料の納付手続をしたが、社会保険庁の記録では16年10月からの納付記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達した平成12年8月に国民年金の任意加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金資格記録をみると、資格取得日は平成14年7月25日であることが、市及び社会保険事務所のいずれの記録からも確認でき、社会保険事務所が保管する申立人提出の「公的年金加入等の状況申立書」の市区町村受付年月日も同一日であることから、申立人の国民年金の高齢任意加入は同日に手続されたものとみられる。高齢任意の資格はさかのぼって取得することができず、申立期間①は未加入期間であることから、制度上、同保険料を納付することはできない。

次に、申立期間②について、申立人は、平成14年に国民年金付加保険料の申請を行い、同保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金付加保険料について、社会保険事務所の付加保険料記録をみると、その申出日は平成16年10月14日であることが確認できる
ところ、付加保険料はさかのぼって納付することができず、申立期間②の付加
保険料を納付することはできない。また、申立人から提出された保険料振替口
座の取引履歴明細表から当時の保険料振替状況を確認したところ、その振替さ
れた保険料額の推移状況からみて、申立人が付加保険料の納付を開始したの
は、同年10月の保険料（平成16年11月30日の口座振替分）からであること
が確認できる。

また、ほかに申立人が申立期間②の国民年金付加保険料を納付していたこと
を示す関連資料は無く、同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情
等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金
保険料及び申立期間②の国民年金付加保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間、60年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、62年1月から同年3月までの期間、同年7月から平成2年3月までの期間、3年3月から4年1月までの期間及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和60年4月から同年6月まで
③ 昭和60年10月から同年12月まで
④ 昭和62年1月から同年3月まで
⑤ 昭和62年7月から平成2年3月まで
⑥ 平成3年3月から4年1月まで
⑦ 平成4年3月

私は、国民年金保険料を妻の保険料とともに納付していた。しかし、保険料が未納とされている期間があるのは納得できない。また、保険料の未納が続いたのであれば、その時に指摘があればその場で解決できたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和42年からの国民年金保険料については、申立人が妻の分の保険料と一緒に夫婦二人分を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、A市役所及び社会保険事務所のいずれの記録も申立期間の保険料は未納となっているほか、申立人の妻についても申立期間①から⑦までの同じ期間の国民年金保険料は未納の記録となっている。

また、申立人の住民記録をみると、申立人は昭和44年5月にB市からC市に、46年5月にA市に住所変更していることが確認でき、申立期間①の保険

料納付はC市に保険料を納付することとなる。しかしながら、申立人の国民年金の住所記録を見ると、社会保険事務所の記録では、同年12月21日にD市からA市へ転居した記録となっている上、B市では被保険者の名簿が保存されておらず、C市においては申立人の国民年金の被保険者記録が作成された形跡は見当たらないほか、申立人は当時の納付手続に関する記憶が定かで無く、申立人の陳述からは申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見いだせなかった。

さらに、申立期間②から⑦までについては、この時期の保険料は金融機関等からの自主納付方式であり、被保険者から納付が行われた場合は、金融機関から収納情報が行政機関に連絡されることを鑑みると、近接した複数期間の保険料が夫婦共に未納の記録となることは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方を含めて氏名検索を行ったがその形跡は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年2月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年2月まで

私は、国民年金の加入期間である昭和36年4月から63年2月までの保険料を納付していた。当時の保険料は、銀行からの口座振替で納付しており、同じ預金口座から保険料を振替していた妻は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である昭和62年4月から60歳に到達する63年2月までの保険料について、申立人の妻と共に同じ預金口座から保険料を口座振替していたので、申立人の保険料のみが未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、申立人は昭和3年3月生まれのため加入可能年数は26年（312か月）となり、62年3月まで保険料を納付することによって支給額は満額となる。制度上は、60歳に到達する63年3月までの期間は国民年金加入期間となるが、申立人は申立期間の保険料を納付せずとも定額保険料満額支給となり、加入可能期間を超えて納付しても定額部分年金額の増額は無く、納付した保険料の返金が行われない。

また、申立人は申立期間も定額保険料に加えて付加保険料も納付していたと陳述しているが、仮に申立人が申立期間の保険料を付加保険料も加えて納付していた場合の納付金額は8万5,800円となる。一方、年金受給額は付加保険料部分の年間2,200円の増額にとどまり、申立期間の保険料を納付しなかったとしても不自然ではない。

さらに、申立人の陳述によると、申立人は、申立期間の保険料は口座振替であったとしているが、口座振替方式であれば、納付は着実に行われているとと

もに、納付された保険料額と金融機関から送付される領収済通知保険料額とを毎日突き合わしており、記録の誤りは極めて発生し難いものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったが、その形跡は見当たらなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から58年9月まで

私は、昭和55年9月にA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、その際に6か月の保険料をさかのぼって納付し、以後の保険料は、役所から送ってきた納付書で銀行又は郵便局で納付していたので申立期間の保険料が未納扱いとされていることは納得できない。

なお、昭和55年に国民年金の加入手続きを行ったのは私だけで、家内の分は、その後、新聞又はテレビの報道で家内も国民年金保険料を納付しなければならないことを知り、私が国民年金保険に加入した3年ぐらい後だったと記憶する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年9月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、その際に6か月の保険料をさかのぼって納付し、以後の保険料は役所から送られてきた納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和59年5月9日であることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、55年6月から56年12月までの保険料は時効により、制度上、納付できない期間であるほか、申立人が55年9月に国民年金の加入手続きを行ったとの陳述には符合しない。

また、申立人の妻の手帳記号番号払出日をみると、社会保険庁の記録から昭和59年6月6日であることが確認でき、申立人の妻の国民年金の加入は申立人の加入より3年ぐらい後だったとする申立人の記憶と相違している。

さらに、申立人の納付記録をみると、申立期間について、A市及び社会保険

事務所のいずれの記録も未納となっているほか、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された後に昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの 6 か月の保険料を過年度納付していることが社会保険事務所の納付状況から確認できる。この点に関して、申立人の納付記録では当該期間以外に過年度納付の記録は見当たらないことから、申立人が加入後に 6 か月の保険料をさかのぼって納付したとの記憶は、申立期間始期の保険料ではなく、当該過年度納付を行った期間の保険料であったものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査したがその形跡は見当たらず、このほか申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から58年10月まで

私は、結婚して会社を退職した昭和43年5月ごろに、役所から送られてきた書類で、会社を辞めたら国民年金に加入することを知り、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をすべて納付した。

申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、銀行の窓口で納付したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月以降に払い出されたものであることが確認でき、また、申立人が所持する国民年金手帳においても、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は同年4月1日であると記載されており、制度上、申立期間は国民年金未加入期間となるため、この手帳記号番号を使用して申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人が居住したA市、B市及びC市のいずれにおいても、申立人が国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の陳述する保険料の納付方法は、申立期間当時のA市の保険料収納方法と符合しないなど、申立人の申立期間の保険料納付に関する記憶はあいまいである。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から54年9月まで

昭和47年3月に妻がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、妻が3か月ごとに夫婦二人分の保険料を自宅に来る集金人に納付し、その後、時期は定かではないが、自宅近くの金融機関で納付するようになった。

申立期間の納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月に、妻が申立人の国民年金加入手続を行い、その後は、妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年7月31日に払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は申立てのように現年度納付することはできず、さらにその一部の期間の保険料は、制度上、時効によりさかのぼって納付することもできない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間のうち、昭和53年7月から54年9月までの未納保険料について、納付の催告が行われた事蹟^{じせき}が確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年3月まで

はっきりとした時期は覚えていないが、伯母から「今ならこれまでの未納の国民年金保険料を一括納付できる。」と教えられたので、母と共にA市B区役所に行き、これまで未納となっていた保険料を現金で納付した。その後、平成19年に社会保険事務所に行った時に、特例納付というものが昭和53年7月から55年6月にかけて行われていたと聞いたので、その時期に国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間の保険料は必ず支払っているもので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明ながら、A市B区役所の窓口で、未納となっていた過去の保険料を特例納付したと申し立てている。

しかし、A市では、区役所の窓口では特例納付保険料は収納していなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

また、社会保険事務所の申立人に係る特殊台帳に、申立人が特例納付を行った事蹟は見当たらない。

さらに、申立人が特例納付を行ったとする時期は明確でなく、申立人は、納付した金額を記憶していないなど、申立てに係る保険料納付の詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から62年3月まで

私は、昭和56年2月に会社を退職後、半年ぐらいしてからA市B区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料は、毎回、B区役所の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年に国民年金に加入し、国民年金保険料は、A市B区の窓口で毎月納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年10月ごろに払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、既に船員保険の老齢年金受給資格期間を満たしており、国民年金の任意適用被保険者であったことから、制度上、申立期間の保険料を過年度納付することもできない。

さらに、社会保険事務所の申立期間における国民年金手帳記号番号の払出記録を調査するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、昭和56年に会社を辞めたが、厚生年金保険の加入期間が20年を超えており、既に厚生年金保険の老齢給付の受給資格を得ていたため、その後2年から3年間は、国民年金に加入しなかった。

その後、A業務を始めた昭和59年1月ごろに、年金受給額を増やすために国民年金にも加入しておいた方がよいという話を聞いたので、国民年金に加入し、その後はずっと保険料を納付してきたのに、申立期間が国民年金に未加入とされているのは納得できない。

私が保管する確定申告書控えには、申立期間の社会保険料控除として国民年金保険料が計上されているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月ごろに国民年金に加入し、以後の保険料をすべて納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の払出日から、昭和62年3月ごろに払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の老齢年金受給資格期間を満たしており、国民年金の任意適用被保険者であったことから、制度上、申立期間の保険料を過年度納付することもできない。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を確認するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が保管する昭和 59 年から 61 年までの確定申告書控えには、各年とも国民年金保険料を納付したことが記載されているが、記載された保険料額は、1 人分の年間の保険料額と一致しているところ、社会保険事務所の記録では、当該期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、これら確定申告書控えの記載からは、申立期間に係る申立人の国民年金保険料が納付されたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

昭和36年4月ごろ、新聞又は市の広報紙で国民年金制度を知り、妻が、A市で、夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、妻が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間当時の保険料額は、月額100円又は200円であり、当初は納付時に台紙に印紙を貼^はってもらっていたが、後に、手帳にスタンプを押してもらう方法に変わった。

申立期間の保険料は、妻が納付したので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和36年4月ごろに申立人の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月2日に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、その一部については、制度上、時効により納付することもできない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市で集金人による保険料収納が開始されたのは昭和38年4月であり、36年4月から集金人に保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間の保険料は未納である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、新聞又は市の広報紙で国民年金制度を知り、A市で、私が夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。保険料も、私が、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付してきた。

申立期間当時の保険料額は、月額100円又は200円であり、当初は納付時に台紙に印紙を貼ってもらっていたが、後に、手帳にスタンプを押してもらう方法に変わった。

申立期間の保険料は、確かに納付したので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに、自身が、夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月2日に払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、その一部については、制度上、時効により納付することもできない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認するとともに、各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市で集金人による保険料収納が開始されたのは昭和38年4月であり、36年4月から集金人に保険料を納付したとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が一緒に申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの期間を除き、保険料は未納である。

なお、申立人の夫が、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの保険料を納付しているのは、国民年金手帳記号番号が払い出された同年の年度当初から60歳到達時まで国民年金保険料を完納しても老齢年金の受給資格期間を満たさないことから、手帳記号番号の払出後に過年度納付したものと考えられ、年齢の違う申立人とは保険料納付の状況が異なる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年10月まで

私は、昭和53年8月ごろに父がA市役所で私の国民年金加入手続を行い、父が申立期間の保険料を特例納付してくれたと思う。

A市役所から申立期間の保険料について納付勧奨を受けたことは無いので、当該期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月ごろに、申立人の父が、申立人の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を特例納付したと申し立てている。

しかし、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付したとされている申立人の父は既に死亡しているため、保険料納付の詳細は不明である。

また、申立人に係る社会保険事務所の特殊台帳に、申立期間の保険料が特例納付されたことをうかがわせる^{じせき}事蹟は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から48年12月まで

私は、昭和41年1月ごろに、A市B区役所で夫と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した。国民年金保険料は、毎月、区役所に現金を持参して納付し、領収書を受け取っていた。

それなのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月ごろに、申立人自身が夫の分と併せて国民年金加入手続を行い、その後は、申立人が、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所に持参して納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月13日に、夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認するとともに、各種読み方等による氏名検索を行っても、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、申立期間当時、国民年金保険料の収納は、国民年金手帳に印紙を貼付し押印する印紙検認方式により実施しており、現金納付と引き換えに領収書を受け取ったとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫も、厚生年金保険加入期間を除いて、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から40年1月までの期間及び41年1月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から40年1月まで
② 昭和41年1月から48年12月まで

私は、昭和41年1月ごろに、A市B区役所で、夫と私の国民年金加入手続を行った。その際、区役所職員から、夫の国民年金保険料の過去の未納分をさかのぼって納付できると聞いたので、夫婦二人分の通常の保険料と一緒に、夫の未納となっていた保険料も納付することとした。

保険料は、毎月、区役所に現金を持参して納付し、その都度、夫婦二人分の通常の保険料と夫の未納分の保険料とで、全部で3枚の領収書を受け取っていた。

それなのに、申立期間の夫の保険料が未納とされているのは納付できないので、納付記録を訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年1月ごろに、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、妻が、毎月、夫婦二人分の現年度保険料と併せて、申立人の過去の未納期間の保険料も、区役所に現金で納付したと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年1月13日に、夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号では、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認するとともに、各種読み方等による氏名検索を行っても、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、A市では、申立期間当時、国民年金保険料の収納は、国民年金手帳に印紙を貼付し押印する印紙検認方式により実施しており、また、過年度保険料の収納は行っておらず、区役所で過年度保険料の納付分と併せて領収書を受け取ったとする申立人の妻の陳述と符合しない。

加えて、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

このほか、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の申立期間の保険料が納付されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

義父が昭和36年に私たち夫婦二人分の国民年金加入手続をし、集金人に夫婦二人分の保険料を支払ってくれていた。また、37年末に義父が死亡した後は私たち夫婦が夫婦二人分を支払い続けてきた。

私の1冊目の赤い年金手帳には、夫のものと同じように納付したことを示す検認印が押されていた。この手帳をうっかり紛失してしまったが、1回も忘れずに支払い続けてきたのは間違いない。

夫婦二人分を一緒に納めてきた夫が完納の記録になっているのに、もう一方の私に未納期間があるとされているのはどうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦の加入手続時期をみると、夫の手帳記号番号が昭和36年7月19日に払い出されていることが同人の所持する年金手帳の発行日から確認できるのに対し、申立人の手帳記号番号は5年以上遅く、41年6月1日に発行されていることが同様に確認できる。この場合、申立人については、年金手帳が発行された時点では、既に申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない期間となっているほか、夫婦そろって36年に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、このように夫婦の加入手続時期が5年以上異なる点については、夫の手帳記号番号「A」と申立人の手帳記号番号「B」の間に、1万7,000人を超える被保険者が存在する状況と符合している。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかつ

た。

加えて、仮に、申立人が別の年金手帳により保険料を納付していた場合、既に手帳記号番号を所持していたにもかかわらず、同じC区で新たな手帳記号番号の払出しを受けたこととなり、不自然さは否めないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 48 年 3 月まで

A 市 B 区の E 業務の店に住み込んで働いていた時に、私が 20 歳になってすぐにその事業主が国民年金の加入手続をして保険料を納めてくれたと聞いている。

その後、昭和 43 年ごろに独立して C 市で E 業務の店を始め、この時から市の集金人に現金で納め、年金手帳に印紙を貼ったり、受領印を押してもらっていた。

その時の年金手帳は店舗兼住宅の建替時に紛失してしまったが、保険料を支払ったのは間違いなく、結婚後の納付記録しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 9 月 30 日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、払出時点から 2 年強以前については、時効により、既に納付できない期間になっているほか、37 年 3 月ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の住民票上の異動状況をみると、昭和 43 年 4 月に A 市 D 区から C 市に転入していることが同市の住民票から確認でき、住み込みで働いていた B 区から C 市へ異動したとする申立人の陳述とは符合しない。この点について、申立人は D 区が小学生当時の住所であると陳述していることと考え併せると、申立人は、事業主が加入手続を行ったとする B 区には住民票を置いていなかったものと推定でき、制度上、同区において加入手続が行えなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は昭和 43 年 4 月以降については、転居後の C 市において継

続して集金人に保険料を納付していたとしているが、その場合、既に手帳記号番号を所持していたにもかかわらず、47年9月に同じC市で新たな手帳記号番号の交付を受けたこととなり、不自然さは否めない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったほか、当時の居住地に係る同払出簿の内容をすべて点検したが、その存在をうかがわせる事情は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和46年4月から47年3月までの間、A校で就学していた。この間、失業保険をもらっていたので、そこから国民年金の保険料を金融機関で納めた。申立期間が未納とされているのは納付できない。国民健康保険は、父の扶養になっていたと思うので、国民健康保険を納めたのではない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A校で就学中であり失業保険をもらっていたので、そこから国民年金の保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金納付記録をみると、厚生年金保険の資格を喪失した平成15年1月以前において、申立期間を含め12期間にわたり国民年金への加入期間が存在するものの、そのすべてが厚生年金保険の資格の喪失後である同年2月18日に追加処理されていることが社会保険庁の電算記録から確認できる。この場合、追加処理時点においては、申立期間の保険料は時効により、既に納付できない期間になっているほか、行政側は、追加処理時点まで申立期間を未加入期間と認識しており、制度上、保険料を納付することはできなかつたと考えるのが相当である。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索のほか、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その形跡は見当たらなかった。また、この点については、申立期間当時、申立人が居住していたA市で国民年金への加入手続を行った場合に作成されるべき同市の被保険者台帳が存在していない状況と整合している。

このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかつた。

った。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、A市において一人暮らしをしていた時は、自分で保険料を納付していたが、昭和53年1月にB市C区において妻と同居を始めてからは、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

申立期間は、妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月にA市からB市C区（現在は、B市D区。）に転居し、妻と同居を始めたとし立てているところ、申立人の住民票及び特殊台帳を見ると、その異動日は、申立人が同居を始めたとする約1年後の54年3月27日となっていることが確認できるとともに、付加年金について、申立人の妻が53年5月31日に加入しているのに対し、申立人の加入日は、住民票等に記載された異動日翌月の54年4月24日であり、それ以降、付加保険料を含めて保険料を納付していることから、このころにB市C区において申立人に係る年金関係の住所変更手続が行われたものと推定される。したがって、この間の申立期間に係る国民年金保険料の納付書は、A市において発行されていたものと考えられ、当時、B市C区に居住していたとする申立人及びその妻にとって、申立期間の保険料を納付することが困難な状況であったものと考えられる。

また、申立人も、申立人の妻と同居して以降、A市に国民年金保険料の納付書を受け取りに行った記憶も、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶も無いと陳述している。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年に結婚し、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間当時は、店舗に来ていた集金人に、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、41年3月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この時点において、申立期間のうち、40年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に、現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、妻が過去の未納保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月に払い出されており、45年4月から納付を開始していることが、手帳記号番号払出簿及び納付記録から確認できることから、夫婦の間において、加入時期及び納付開始時期に相違がみられ、申立内容と符合しないほか、申立期間は申立人の妻も未納となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妻に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで

私は、国民年金に関しては、亡くなった妻に一切を任せており、詳しいことは分からないが、昭和40年ごろ、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと思う。妻が区役所で保険料を納付するに当たり、職員から「国民年金は昭和36年から始まっており、最初から納付された方が、後々給付されるときに非常に楽です。」と言った内容のことを言われたという話を、当時、妻から聞いている。その時、妻は、開始当初から52か月、夫婦で2口入会し「一括して支払ってきたよ。」と言って、当時の米穀通帳のような粗末な手帳に切手のようなものを貼っていたのを私に見せてくれた覚えがある。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に関しては一切を妻に任せていたとしていることから、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを任せていたとする妻も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況等は不明である。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和39年7月に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人及びその妻の国民年金の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、37年3月以前の保険料は、時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及びその妻の国民年金被保険者期間における納付記録をみると、申立人は、申立期間直後の昭和40年8月から60年7月までの240か月(20年)を納付し、申立人の妻は、41年7月から平成3年6月までの300か月(25

年)を納付していることが確認でき、それぞれ年金受給資格期間を確保するために最低限必要な期間と一致している上、現存する申立人の妻に係る区の被保険者名簿を見ると、44年9月30日に41年7月から42年3月までの期間の保険料をさかのぼって納付し、44年10月31日及び同年12月10日に、42年4月から同年9月までの期間及び同年10月から43年3月までの期間の保険料をさかのぼって過年度納付することで、妻の年金受給資格期間を確保していることが確認できることから、申立人の妻は、申立人についても、申立人の年金受給資格期間を確保するため、40年8月まで期間をさかのぼって保険料を納付していたものとみるのが自然である。

さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年3月までの期間、平成元年4月から2年1月までの期間及び4年4月から8年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年3月まで
② 平成元年4月から2年1月まで
③ 平成4年4月から8年3月まで

私が勤務していた会社が昭和50年10月に倒産したので、妻が、同年11月に区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、その時、何か月分かの夫婦二人分の国民年金保険料として2万から3万円ぐらいの金額をまとめて納付したのに、退職後の申立期間①が未納とされている。

また、国民年金に加入後は、平成3年度まで夫婦二人分の保険料を妻と一緒に区役所内の銀行等で納付してきたのに申立期間②が未納とされている。

なお、私に平成8年4月から同年12月までの9か月の納付記録があるのであれば、その間の申立期間③が未納であるはずが無く、平成3年度以降も、妻が引き続き私の保険料だけを納付してくれていたはずである。

それぞれ未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務していた会社が倒産したので、申立人の妻が昭和50年11月に区役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続きを行い、その時、夫婦二人分の国民年金保険料として2万から3万円ぐらいの金額をまとめて納付したと申し立てている。

そこで、夫婦に係る区の被保険者名簿を見ると、夫婦共に申立人が退職した約1年後の昭和51年12月11日に国民年金の新規取得届を行ったことが確認できるとともに、夫婦は、共に同年4月から保険料を納付していることが社会保険庁の納付記録により確認できることから、申立人の妻は、新規取得届を行

った際に、その時点において、区役所窓口で納付が可能であったとみられる申立期間①直後の同年4月から同年12月までの9か月分の現年度保険料のみを夫婦一緒に夫婦二人分をまとめて納付したものと考えるのが自然であり、当該期間の保険料額も夫婦二人分で2万5,200円となることから、申立人の妻が記憶する納付金額とおおむね一致している。

また、夫婦に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、夫婦に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人の納付記録をみると、平成4年3月2日に、その時点で時効にかからず納付が可能であった2年2月及び同年3月の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間②は、時効により保険料を納付することができない未納期間であったものと考えられる上、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立人の妻も、当該期間は未納となっている。

申立期間③について、申立人は、申立期間③直後に9か月の納付記録が存在することについて、社会保険事務所から聞かされるまで知らなかったと陳述し、それが存在するのであれば不自然な納付であり、連続して保険料を納付してきた申立人の妻の性格からみて、途中の期間の保険料を納付しないはずが無いとしているが、申立人の妻からは、申立期間③の保険料を納付したとする明確な陳述を得ることはできなかった。

また、申立期間③は4年に及び、このような長期間にわたり、連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

さらに、申立人は、平成元年から7年までの確定申告書控えを所持しているが、そこに記載された国民年金保険料の金額は、申立人の妻が確定申告書控えに3か月又は6か月ごとに納付した領収証書を添付していたとしているにもかかわらず、暦年単位の金額では無く、当該年度の保険料月額を12倍した年度単位の金額であるなどの矛盾がみられる上、申立人の妻も厳密に申告手続を行っていなかった可能性について言及していることから、信憑^{びよう}性に欠ける。

加えて、申立人の妻が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

結婚した昭和32年から自宅近くにあった建物内において、夫婦で店を営んでいた。36年ごろ、店に区役所から女性の集金人が毎月来られて保険料を徴収されていたと思う。

国民年金の加入手続をした場所及び、申立期間当時の国民年金手帳についての記憶ははっきりしないが、昭和42年8月ごろに、区役所から夫婦二人分の手帳が郵送されてきたことをはっきりと覚えている。

また、申立期間の保険料は、妻の私が夫婦二人分を一緒に毎月欠かさず納付したはずである。当時の月額保険料は一人200円であったと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、店に区役所の女性集金人が訪れ、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月31日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から39年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、40年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、区の保管している国民年金被保険者名簿及び検認記録をみても、夫婦共に、申立期間である昭和36年度から41年度までの国民年金保険料納付記録

欄は空白となっており、申立期間後の昭和42年4月から同年9月までの保険料については、同年10月27日に納付しており、これが確認できる最初の納付記録となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料月額について、一人当たり200円であったとしているが、昭和36年4月から41年12月までの月額保険料は100円であり、金額が一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

結婚した昭和32年から自宅近くにあった建物内において、店を営んでいた。昭和36年ごろ、店に区役所から女性の集金人が毎月来られて保険料を徴収されていたと思う。

国民年金の加入手続をした場所及び申立期間当時の国民年金手帳についての記憶ははっきりしないが、昭和42年8月ごろに、区役所から夫婦二人分の手帳が郵送されてきたことをはっきりと覚えている。

また、申立期間の保険料は、私が夫婦二人分を一緒に毎月欠かさず納付したはずである。当時の月額保険料は一人200円であったと記憶している。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろ、夫婦で経営していた店に区役所の女性集金人が訪れ、国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年3月31日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、36年4月から39年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、40年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、区の保管している国民年金被保険者名簿及び検認記録をみても、夫婦とも、申立期間である昭和36年度から41年度までの国民年金保険料納付記録欄は空白となっており、申立期間後の昭和42年4月から同年9月までの保険料については、同年10月27日に納付しており、これが確認できる最初の納付記録となっている。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料月額について、一人当たり 200 円であったとしているが、昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までの月額保険料は 100 円であり、金額が一致しない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年2月までの期間及び同年6月から40年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から38年2月まで
② 昭和38年6月から40年11月まで

申立期間①については、区役所年金課の職員が自宅に来たので、父が私の国民年金の加入手続を行い、初回分の保険料を納付してくれた。その後は3か月に1回、自宅に来る集金人に月額100円から200円ぐらいの保険料を自分で納付した。

申立期間②については、会社を退職した半年後ごろ、申立期間①と同様に区役所職員が自宅に来たので、自分で国民年金の加入手続を行い、その後は3か月に1回、集金人に月額600円から700円ぐらいの保険料を納付した。

申立期間①及び②とも、加入手続の際、国民年金に関する書類に名前や生年月日等を記入したのを覚えている。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月末ごろに、自宅で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人に係る社会保険事務所の年金加入記録をみると、厚生年金保険被保険者期間があるのみであり、国民年金被保険者期間は全く認められない。

また、申立人が申立期間当時居住していたA区を管轄するB社会保険事務所において、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び

氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式であるところ、申立人は、集金人に保険料を納付したとしているものの、年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしている上、申立期間②の保険料額について、月額 600 円から 700 円ぐらいであったとしているが、当時の保険料は月額 100 円であり、金額が一致しない。

加えて、申立人の国民年金加入手続及び当初の国民年金保険料納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており、また、当時の事情を知る申立人の母も高齢のため陳述を得ることは困難であり、保険料納付をめぐる事情等を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年9月まで

私の年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が昭和51年1月10日に還付したとされており、私の保有する年金手帳にもその旨の記載がある。

しかし、還付金を請求したこと及び受け取った記憶が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付された記憶が無いと申し立てているが、特殊台帳を見ると、申立期間の保険料は、当初納付済みとなっていたものの、申立人が厚生年金保険に加入したことに伴い、昭和49年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間が厚生年金保険被保険者期間と重複することになったことから、51年1月10日に納付済みの1万4,400円が還付決定されていることが確認でき、これら還付事由及び還付手続に過誤は認められず、特殊台帳の記載内容にも不自然な点は見られない。

また、申立人の年金手帳を見ると、「還付49・8～50・9まで14,400円(51・1・10)」との特殊台帳と同じ記載があり、申立人が還付金を受け取ったことを踏まえ、社会保険事務所において、その旨を記載したものと推測される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶が無いと主張するのみで、還付に係る事務処理が適正になされなかったこと及び還付記録の内容を疑わせる周辺事情等も見当たらないことから、申立期間に係る還付金を受け取ったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 11 月 5 日まで

私は、昭和 35 年 6 月 24 日に A 社 B 工場を退職し、同年 7 月 1 日に C 社に正社員として入社した。

社会保険庁の記録によれば、C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 36 年 11 月 5 日となっており、入社から 16 か月間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間において、C 社に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、C 社において昭和 35 年 12 月 26 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が、申立期間のうち、同日以降は同社に在職していたことは認められる。

一方、C 社から、「申立期間当時、新規採用者については各人の仕事ぶりに応じ、おおむね 3 か月から 1 年間程度の試用期間を設けていた。雇用保険は入社と同時に加入手続を行っていたが、厚生年金保険については試用期間終了後に加入させており、試用期間中は保険料を控除していなかった。」旨の陳述を得た。

また、申立人が同僚として名前を挙げている 2 人は、雇用保険被保険者資格を取得後、厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、それぞれ約 5 か月及び約 1 か月半の期間を要していることが認められる。

さらに、申立人と同一日の昭和 36 年 11 月 5 日に C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から提出された同年 3 月、同年 4 月及び同年

11月から37年1月までの出勤表（出勤日、給与支給内訳及び控除額内訳を記載）によると、当該同僚は36年3月22日から同社に勤務していることが認められるところ、給与から健康保険料及び厚生年金保険料の控除が確認できるのは同年11月以降となっている。

加えて、C社が保管していた、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人に係る被保険者資格の取得日は昭和36年11月5日であることが確認できる。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間中にC社に在職していたことは認められるものの、当該期間は試用期間として厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 24 年 10 月 1 日まで
② 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 6 月 23 日まで

私は、昭和 23 年 4 月 1 日に A 社の特約代理店であった B 社に入社したが、社会保険庁の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 24 年 10 月 1 日とされている。後遺症で負傷個所が痛むことがあったので、入社当初から、健康保険証を常時携帯していた記憶がある。申立期間において、同社に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

B 社が A 社の代理店業務を縮小することとなり、当時の B 社社長が A 社の社長の子息であった関係から、同社に転職することとなった。社会保険庁の記録によると、B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 25 年 4 月 1 日、A 社における被保険者資格の取得日が同年 6 月 23 日とされているところ、転職の経緯から、退職から入社まで 2 か月も空白期間があることは考えられない。同社に入社する直前まで B 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持している旧国鉄の切符、営業先の名刺及び申立人の陳述内容から、期間は特定できないものの申立人が申立期間①当時において B 社に在職していたことは推測できる。

一方、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していた B 社 C 出張所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 24 年 8 月 1 日であるところ、実際に社員が被保険者資格を取得したのは新規適用から 2 か月後の同年 10 月 1 日が最初となっており、申立人を含む 6 人が被保険者資格を取得しているが、当該 6 人の被

保険者記号番号は連番となっていることから、申立人が、同年10月1日より以前に同社で被保険者資格を取得していた期間があったことは考え難い。

また、当時の事業主及び新規適用時の同僚は全員が死亡又は所在不明となっているため保険料控除についての陳述を得ることはできず、このほかにB社の新規適用前に、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①において、健康保険被保険者証を所持していたと申し立てているところ、新規適用前に社会保険事務所が、健康保険証を交付することは考え難い。

申立期間②については、当時の事業主及び同僚は、全員が死亡又は所在不明となっているため、申立人の在職に関する陳述を得ることができない。また、このほかに申立人が、申立期間②においてB社に在職していたことをうかがわせる事情を確認することはできない。

さらに、A社が保管している退職者記録簿における申立人の入社日と、同社D支店における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日(昭和24年6月23日)は一致しており、加えて、申立人は、以前にも同社に勤務していた時期があったことを踏まえると試用期間があったとは考え難く、申立人は、同社D支店入社と同時に被保険者資格を取得したと考えるのが相当である。したがって、申立人が、申立期間②において、B社ではなく、A社に在職していたことも認め難い。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 12 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 16 年 4 月 1 日から同年 6 月 11 日まで A 社で B 業務及び C 業務担当の社員として勤務していた。

社会保険庁の記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は退職翌日の平成 16 年 6 月 12 日となっており、同年 6 月は被保険者期間となっていないが、同年 6 月分の給料明細書をみると厚生年金保険料が控除されている。同社では、厚生年金保険料を当月控除していたと思われることから、同年 6 月分の給与から控除された保険料は同年 6 月であったと考えられるので、同年 6 月も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の給料明細書によると、申立人は、平成 16 年 6 月分の給与から前月分と同額の厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、A 社の元事業主は、「申立期間当時、給与事務は自ら処理していたが、厚生年金保険料を当月控除していたか、翌月控除していたかは覚えていない。」旨陳述しているが、申立人が入社した月である平成 16 年 4 月分の給料明細書において厚生年金保険料の控除が確認できることから、同社では、保険料を当月控除しており、申立人が同年 6 月分の給与から控除された保険料は、同年 6 月であったものと認められる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、平成 16 年 6 月分給与明細書に記載の出勤日数、雇用保険の記録、及び退職後に会社に届けられた申立人の制服返納小包に添付されていた手紙の日付から、申立人の A 社退職日は同年 6 月 11 日であると判断され、同年 6 月末まで在職していなかった

ことは明らかであることから、厚生年金保険法第 19 条の規定（被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。）、及び同法 14 条の規定（被保険者は、その事業所に使用されなくなった日の翌日に、被保険者の資格を喪失する。）に基づき、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 6 月 12 日となり、申立人の主張する同年 6 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

したがって、社会保険事務所は、制度上平成 16 年 6 月の厚生年金保険料を徴収する権限は無く、事業所に対し保険料の請求も行っていないと考えられることから、申立人に係る同年 6 月の保険料は A 社が事務処理上の過誤により控除したものであると判断され、有効な保険料の控除があったとは認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 37 年 2 月 28 日まで
② 昭和 38 年 4 月 10 日から 41 年 7 月 1 日まで

ねんきん特別便が届き年金記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 9 月 16 日に支給決定されたこととなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年 8 月 26 日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び捺印がなされており、記載内容に疑義は認められない上、申立人の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社B支店の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後 20 ページのうち、受給要件を満たし申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に資格を喪失した女性 25 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 15 人であり、うち 10 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、同一支給日の受給者も散見される上、申立人の脱退手当金裁定請求書の事業所欄には、同社のゴム印が使用され

ていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月1日から37年2月1日まで
② 昭和37年3月1日から40年2月1日まで

厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社及びB社の2社に係る加入期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和40年6月28日に支給決定されたこととなっているが、脱退手当金裁定請求書は同年2月27日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び捺印がなされていることのほか、記載された住所は申立人の当時の住所地(C区)と一致していることが確認できる。また、申立人の脱退手当金は、社会保険事務所の窓口で現金払い(当地払い)されており、署名及び捺印がなされた領収書が保管されていることから、支払通知書は申立人の住所地に送付され、同通知書を同社会保険事務所に持参して脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 19 日から 42 年 1 月 16 日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答があった。

昭和 40 年ごろにそれまでの厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間の脱退手当金は受け取っていない。

申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっているA社及びB社における加入期間については、昭和 40 年ごろに脱退手当金を受給したと主張しているところ、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、申立人が脱退手当金を受給したとする期間のB社の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されていない上、同社退職直後に再就職していることから、この間に脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が脱退手当金を受給したとする期間のB社は、申立期間に係る事業所と同一であることを踏まえると、申立人が同社を退職した後に脱退手当金を請求したと考えるのが相当である。

さらに、申立人から聴取しても、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 11 日から 46 年 4 月 16 日まで
A社での厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。
脱退手当金の請求手続はしておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年11か月後の昭和48年2月8日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は47年12月11日に社会保険事務所に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、署名及び捺印がなされていることのほか、申立人の脱退手当金は、当時の住所地（B市）に近いC郵便局への送金払い（通知払い）となっていることが確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号について、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 39 年 6 月 4 日まで

60 歳になり、年金受給手続のため社会保険事務所に出向いたところ、A 社で勤務していた約 10 年間の厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。

脱退手当金は請求しておらず、受け取っていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職後、脱退手当金は請求も受給もしていないとしている。そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計 6 ページ(120 人)のうち、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性 16 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 12 人みられ、うち 11 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見されることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の欄を見ると、昭和 39 年 9 月 8 日付けで旧姓から新姓へ氏名変更されており、申立人の脱退手当金が同年 9 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 9 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえ

ない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月10日から33年1月10日まで
57歳になった時に社会保険事務所で私の年金記録を調査してもらったところ、結婚前に勤務していたA社の厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みであることを知った。

昭和33年3月12日に脱退手当金が支給されたことになっているが、請求手続に行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和33年3月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されている欄の前後計109人のうち、申立人と同一時期(昭和32年から34年まで)に受給要件を満たし資格を喪失した女性12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め6人であり、その全員が資格喪失後約3か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者も散見される。また、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から 59 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の加入期間が昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 26 日までである旨の回答をもらった。同社には 58 年 3 月 1 日から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間当時に、パートタイム社員としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の現在の事業主は、「会社には当時の記録は残っておらず、申立人についても、当時の事情が分かる者もないが、現在は、パートタイムの社員は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と陳述している。

また、申立人及び複数の同僚が申立期間当時、A社にパートタイム社員として勤務していたと陳述している者は、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録は確認できない。

さらに、当該名簿において、昭和 59 年 3 月 1 日に申立人を含む 6 人のパートタイム社員が資格を取得し、同年 4 月 26 日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、当該 6 人のパートタイム社員のうち 3 人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、パートタイム社員は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月29日から57年5月16日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社には、昭和53年2月から57年7月まで継続して勤務しており、途中で退社したことは無い。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。しかし、雇用保険の記録をみると、申立人は昭和53年2月1日にA社で資格を取得、54年7月28日に離職し、57年5月17日に再度同社で資格を取得し同年7月31日に離職しており、申立期間は雇用保険に加入していなかったことが確認でき、この記録は厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、申立人は、昭和54年7月28日の離職後に、雇用保険の求職者給付等の受給資格が決定されていることも確認できる。

さらに、社会保険事務所の申立人に係る国民年金の記録をみると、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、昭和54年7月29日の資格喪失時に健康保険証を返還した旨の記録が見られる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 27 日から 55 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社（現在は、B社。）C部D営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間についてもA社C部D営業所でE業務従事者として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立人の申立期間における関連資料は無いが、申立期間当時、申立人のようなE業務従事者には、業績に応じて、厚生年金保険に加入させる雇用契約であった。」としている。

また、A社C部に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある同僚に照会したところ、複数の同僚から、申立期間当時、同社では、E業務従事者については、上記のような雇用契約であったとの回答が得られた。

そして、申立期間当時に被保険者資格を取得しているE業務従事者の同僚は、入社後、一定期間経過してから厚生年金保険に加入していることが認められる。

加えて、申立期間に係る上記被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月から32年1月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。
申立期間は、A社（現在は、B社。）でC業務従事者として勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年2月ごろにA社に入社し、32年1月まで勤務したと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等は確認できないとしている。

また、申立人は、当時の同僚を記憶しておらず、このため、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に係る被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、B社の現在の事業主は、「C事業は昭和52年8月に廃止したが、それまでは、入社後6か月間の試用期間を設けていた。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 10 日から同年 4 月 12 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も、A社で正社員として継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、当時の事業主の子は、「昭和 41 年ごろ、労働条件について事業主と従業員の間で紛争が生じ、事業所に設置していた寮で生活していた従業員全員が寮を出て、退職扱いとなったが、申立人等一部の従業員がその後復職したと聞いた記憶がある。」と陳述しており、また、連絡先が判明した同時の従業員 4 人のうち 3 人が労働条件について紛争が生じたことを記憶しており、そのうち 1 人が、「申立人は一度退職し、その後復職した。」と陳述している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 41 年 3 月 10 日に、事業主及びその妻を除き、厚生年金保険被保険者であった従業員全員（15 人）が被保険者資格を喪失しており、その後、これら被保険者資格を喪失した従業員のうち、申立人ほか 1 人の作業員が喪失日から 1 か月後の同年 4 月 12 日に、事務員等 4 人が喪失日と同一日の同年 3 月 10 日に、それぞれ被保険者資格を再取得していることが確認できることから、事業主は、申立期間当時、労使間において労働条件について紛争が生じたことにより、事業主及びその妻以外の従業員全員の被保険者資格の喪失手続を行い、その後、復職した作業員及び勤務を継続していた事務員等について、各人の勤務実態に応じて被保険者資格の再取得手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から26年3月10日まで

私は、A県で生まれ、17歳のときに、県のE資格試験に合格し、昭和22年4月に県内でF事業を行っていたB社に就職した。同社は、24年4月にC社に名称変更された。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社及びC社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時の業務内容は、毎日G業務従事者を巡回し、指導を行うことであった。入社時の給与は、月額1,000円で、健康保険料80円、厚生年金保険料120円を控除され、手取りで800円であったと記憶している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年4月1日にG業務指導員としてB社D工場に入社し、同社が24年4月にC社に変更されたのちも27年11月まで継続して勤務したと申し立てている。

しかし、申立人の厚生年金保険加入記録が有るC社は、社会保険庁の記録において、B社の後継事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間同時にG業務指導員として申立人と共に勤務していたと申立人が記憶する同僚8人のうち、連絡の取れた2人は、申立人と申立期間同時にC社において一緒に勤務していたと陳述しているものの、B社で勤務したことは無いと陳述している。

さらに、C社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、上述の同僚2人を含む6人の同僚は、同社での厚生年金保険加入記録が見当たらず、残る2人の同僚は、申立人と同一日の昭和26年3月11日に、

同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの状況から、申立人は、申立期間当時、C社に勤務していたが、同社が申立人を含むG業務指導員を厚生年金保険に加入させたのは昭和26年3月11日であったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 26 日から 35 年 10 月 3 日まで
私は、昭和 33 年 4 月に A 社に入社したが、同年 12 月 26 日に同社 B 営業所に転勤になり、C 業務に従事する仕事を担当していた。同営業所では 35 年 10 月 2 日まで勤務したが、同営業所へ転勤以降の勤務期間に係る厚生年金保険の記録がすべて無いのは納得がいかない。当時の同僚等の連絡先及び、勤務していたことを確認できる資料は何も無いが、勤務していたのは間違いないので加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚は、申立期間当時、A 社 B 営業所に勤務していたと陳述していることから、申立人は申立てどおり同営業所で勤務していたものと考えられる。

しかしながら、A 社提出の昭和 34 年 8 月 1 日現在の被保険者標準報酬決定通知書には申立人の記録が無く、社会保険庁の記録においても同年 10 月及び 35 年 10 月の定時決定の記載が無いことから、同社では申立人を当該期間において厚生年金保険対象者として取り扱っていなかったことが考えられる。さらに、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人が健康保険被保険者証を返却した記録が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、事業主及び複数の同僚から、申立期間における申立人の保険料控除等についての陳述を得ることができなかったほか、各種の別読みによる氏名検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月下旬から同年10月30日まで
② 昭和24年1月中旬から同年3月1日まで

私は、昭和23年6月下旬から同年11月20日までA社で、B業務従事者として勤務した。社会保険庁の記録では厚生年金保険の資格取得日が同年10月30日となっており、申立期間①が未加入期間とされている。

また、昭和24年1月中旬から同年4月末日までB社に勤務したが、社会保険庁の記録では資格取得日が同年3月1日となっており、申立期間②が未加入期間とされている。

いずれの期間も勤務していたことに間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の陳述から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿をみると、申立人と同時期に同社に入社したと陳述している同僚及び申立人が同社に入社した時点では既に在籍していたと申し立てている同僚についても、厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じ昭和23年10月30日となっていることが確認できる。

また、上記同僚のうちの1人は、A社で厚生年金保険に加入するまでの期間は、保険料を源泉控除されていなかったと陳述している。

これらのことから、A社では入社後一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は昭和 24 年 1 月中旬に B 社に入社したと申し立てているところ、同社は 37 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上に、事業主も既に亡くなっているため、申立人の同社での在職を確認することはできなかった。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の上司及び同僚を抽出し調査したが、申立人の入社日など、申立人の勤務実態及び周辺事情を確認することはできなかった。

さらに、回答が得られた複数の同僚は、いずれも B 社では入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかったと陳述しており、これら同僚に係る厚生年金保険の資格取得日を見ると、それぞれが主張する入社日の 1 か月後又は 1 年後となっている。

これらのことから、B 社ではすべての従業員を厚生年金保険に入社と同時に加入させていた訳では無かったことがうかがわれ、申立人についても入社約 2 か月後の昭和 24 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格取得手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 22 日から 46 年 9 月 20 日まで

私は申立期間にA社に所属し、同社からB市C区のD社に派遣され、その後、A社に戻りE業務に従事した。申立期間より前に病気になり保険の大切さを知っているので、健康保険証が無い会社に勤めることは考えられない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社の同僚の陳述から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が同僚としてあげた2人も、A社での被保険者記録は無い上、申立人を含むこれら3人の記録に共通する事業所もみられない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の別読みによる検索を行っても申立期間に係る記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において派遣されていたとするD社は、「当時の勤務実態、社会保険等について確認できる資料は見当たらず、申立人の在籍は不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から34年7月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間にA社C業務に従事していたにもかかわらず、被保険者記録無しとの回答をもらった。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同社本社の所在地が申立人の陳述と符合しているものの、同社は、「当時からのC業務を行う同社直轄のD部門は、存在していなかった。」と回答しているほか、昭和27年4月に同社に入社している者に照会を行ったが、申立人が申立期間に同社に勤務していることを記憶している者がいないため、申立人の同社での勤務実態等を明らかとする周辺事情等を見いだすことはできなかった。

また、申立人は「厚生年金保険料を控除されていたか否かについては不明である。」と回答しているほか、A社は、「申立人に係る厚生年金保険の資格の取得及び喪失の手続、保険料控除、雇用形態及び在籍期間等については記録が無いため不明である。」と回答している。

さらに、申立人の氏名の読み方を変えて検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらず、類似名称の事業所における事業所別被保険者名簿についても検索を行ったが、申立人に該当する記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 21 日から 7 年 12 月 21 日まで

社会保険事務所にて私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含め平成 8 年 10 月 20 日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社で勤務していたことは、雇用保険の記録及び事業主の陳述により認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立期間について申立人の雇用形態を臨時雇用扱いとし、厚生年金保険に加入させておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述しており、同僚からもこれと符合する陳述が得られた。

また、各種氏名検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらないほか、A社に係る被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月から 12 年 6 月 1 日まで

私は、平成 8 年 6 月より A 社にパート社員として入社し、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の A 社からの給与支給明細書により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、当該給与支給明細書を見ると、申立期間の厚生年金保険料については給与から控除されていないことが確認できる。

一方、管轄社会保険事務所によると、A 社については、平成 14 年 5 月末ごろに被保険者資格の確認調査を行い、その結果、20 名の加入漏れが判明したため、これらの者について保険料徴収の時効が到来していない 2 年前に遡及^{そきゅう}して厚生年金保険に加入させる措置を講じさせていると説明しており、当該措置により遡及^{そきゅう}加入した同僚からは、「この 20 名の中には申立人も含まれており、2 年以上前の期間については遡及^{そきゅう}加入していないので、その期間については厚生年金保険に加入していないことは申立人自身も承知していたはずである。」と陳述している。

さらに、申立人は申立期間中には国民健康保険に加入していたと陳述していることから、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 1 日から 25 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 10 月 15 日に A 社に入社し、38 年 6 月に退社するまで継続して同社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

一度も途中で退職したことは無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社の厚生年金保険被保険者 44 人のうち 31 人が申立期間前後において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、そのうち 13 人が、申立人と同一日の昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、当該 31 人のうち、申立人を含む 7 人が、昭和 24 年 9 月から 27 年 10 月までの間に、A 社において再度被保険者資格を取得していることから、同社においては、申立期間当時、何らかの理由により、申立人を含む大部分の従業員について、被保険者資格をいったん喪失させたものと考えられる。

さらに、A 社は平成 8 年には厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、事業主は既に死亡している上、当時の社会保険事務担当者も所在が不明であるため、これらの者から同社における申立人の申立期間に係る保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 2 日まで

私は、昭和 44 年 2 月 1 日に A 社に就職して、同社が倒産するまで勤務していた。

しかし、社会保険事務所では、昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までの厚生年金保険加入記録しか無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間①の一部において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 46 年 4 月 1 日であり、申立期間①においては適用事業所ではない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も所在が不明で、申立人は同僚の名前を記憶していないため、これらの者から申立期間①当時の申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、社会保険事務所の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様、昭和 46 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員に照会しても、申立期間①の保険料控除をうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、A 社が倒産するまで同社で勤務したと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和47年4月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間②においては適用事業所ではない。

また、A社が適用事業所では無くなった日に、同社において被保険者資格を喪失した者は申立人のほかに5人いるが、そのうち2人は、「A社が倒産したので次の会社に転職した。」と陳述しているところ、それぞれ、昭和47年5月26日又は同年6月1日に別の会社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、遅くとも同年5月には倒産していたとみられ、したがって、申立人は、申立期間②のほとんどにおいて同社で勤務していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月から26年3月1日まで
② 昭和34年11月26日から35年10月まで
③ 昭和35年11月から36年11月1日まで
④ 昭和37年6月1日から38年4月まで
⑤ 昭和48年10月から同年11月12日まで
⑥ 昭和50年2月21日から同年7月まで
⑦ 昭和55年8月11日から同年12月まで
⑧ 平成元年5月から同年8月1日まで
⑨ 平成元年10月21日から2年8月まで

私は、昭和25年10月から35年10月までA社（現在は、B社。）で勤務したのに、社会保険事務所には、26年3月から34年10月までの厚生年金保険加入記録がなく、前後の勤務期間の記録が無い。（申立期間①及び②）

また、昭和35年11月から38年4月まではC社で勤務したが、社会保険事務所には、36年11月から37年5月までの厚生年金保険加入記録がなく、やはり前後の勤務期間の記録が無い。（申立期間③及び④）

さらに、昭和48年10月から50年7月まではD社で勤務したが、社会保険事務所には、48年11月から50年1月までの厚生年金保険加入記録がなく、同社でも前後の勤務期間の記録が無い。（申立期間⑤及び⑥）

加えて、昭和53年10月から55年12月まではE社（現在は、F社。）に勤務したが、社会保険事務所には、同年7月までの厚生年金保険加入記録がなく、退職するまでの4か月の記録が無い。（申立期間⑦）

また、G社には、平成元年5月から2年8月まで勤務したのに、社会保険事務所には、元年8月から同年9月までの厚生年金保険加入記録がなく、前後の勤務期間の記録が無い。（申立期間⑧及び⑨）

いずれの期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和25年10月にA社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、当時の事業主も死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除は確認できない。

また、申立人が先輩であるとする同僚は、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で把握できる当時の複数の従業員も、入社後1年から3年してから被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「厚生年金保険に加入させていない従業員から保険料を控除することはしていない。」と陳述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、申立人は、昭和34年11月26日から35年10月まで、引き続きA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和35年3月26日に被保険者資格を喪失している従業員2人は、「申立人は、自分より半年から1年前に退職した。」と陳述しており、申立人の申立期間における同社での勤務は確認できない。

また、A社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同日より後の申立期間は適用事業所ではない。

さらに、B社は、申立期間当時の賃金台帳等は保管しておらず、当時の事業主も死亡しているため、申立期間における申立人の保険料控除は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、6か月ぐらいは給与が未払いであったとしており、また、A社を退職後は雇用保険の失業給付を受給していたとも陳述している。

申立期間③及び④については、申立人は、昭和35年11月から38年4月までC社で勤務したのに、社会保険事務所では、36年11月から37年5月までの厚生年金保険加入記録しかなく、前後の勤務期間の加入記録が無いと申し立てている。

しかし、C社は、昭和59年に廃業しており、元事業主及びその他の役員の所在も不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務の

実態及び厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、申立人は同僚の名前を覚えておらず、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る従業員で連絡先が判明した唯一の者は申立人を記憶していないことから、申立期間における申立人の在職が確認できない。

さらに、当該従業員は、C社において、入社後、一定期間は厚生年金保険に加入していないが、その期間の保険料が給与から控除されていたかどうかは覚えておらず、不明である。

加えて、社会保険事務所のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無い。

申立期間⑤及び⑥については、申立人は、昭和48年10月から50年7月までD社で勤務したのに、社会保険事務所では、48年11月から50年2月までの厚生年金保険加入記録しかなく、前後の勤務期間の加入記録が無いと申し立てている。

しかし、D社の事業主は申立人を記憶しているものの、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳は廃棄されており、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除が確認できない上、事業主及び当時の経理担当者は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給与から保険料を控除することはしていない。」と陳述している。

また、申立人はD社に係る同僚の名前を覚えておらず、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る従業員で回答を得ることができた4人のうち、申立人を記憶していた1人も、申立人の在職時期及び期間までは覚えておらず、申立期間における申立人の在職が確認できない。

さらに、申立人のD社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立期間⑤において、申立人は国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、また、申立期間⑥については、社会保険事務所のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険証の「回収不能届添付」と記録されていることが確認できる。

申立期間⑦については、申立人は、昭和53年10月からE社で勤務していたと申し立てている。

しかし、E社の保管する賃金台帳を見ると、申立人の給与は、昭和55年5月以降は支給されておらず、同年5月から同年8月までは「休業補償へ」と記載されるとともに、給与総支給額の欄には、社会保険料の従業員負担分相当額が「立替」として記載されており、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録と一致するが（E社は、厚生年金保険料を翌月控除していたとしている。）、同年9月以降については、給与の支給も社会保険料の従業員負担分相当額の立替も

記録されていないことから、申立期間については、申立人の厚生年金保険料は控除されていないと考えるのが相当である。

また、申立期間当時にE社から社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所は、保管する業務台帳の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の喪失は、昭和55年8月11日付けで届けているとしている。

さらに、申立人のE社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録に一致している。

申立期間⑧については、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間もG社に勤務していたことは認められる。

しかし、G社の事業主は、「申立人はアルバイトであり、入社から6か月ほどは厚生年金保険に加入させていなかった。また、その期間、給与から保険料は控除していない。」と陳述している。

また、申立人の記憶している同僚に照会したが回答は得られず、社会保険事務所のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る従業員で連絡先が判明した者（事業主夫婦を除く。）からも照会に対する回答は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除されていたかどうかは分からないと陳述している。

申立期間⑨については、申立人は、平成元年10月21日から2年8月まで、引き続きG社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、G社の事業主は、「申立人のことはよく覚えているが、申立人は平成元年10月ごろに退職した。」と陳述している。

また、申立人が記憶している同僚に勤務状況等を照会したが回答を得られず、社会保険事務所のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る従業員で連絡先が判明した者2人（事業主夫婦を除く。）は、「申立人は、私の入社から1か月以内に退職した。」（平成元年10月21日に資格を取得した者。）、「申立人のことは全く覚えていない。」（平成2年7月2日に資格を取得した者。）と、それぞれ陳述しており、これらのことから、申立人は、申立期間にG社に勤務していなかったものと考えられる。

このほか、いずれの申立期間においても、申立人の厚生年金保険料の控除を示す関連資料は無く、保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの間、A校で勤務したが、社会保険事務所の記録では、同校に勤務した期間の厚生年金保険加入記録が無い。

1 年在籍すれば、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B教育委員会及びA校が保管する昭和 48 年度学校要覧から、申立人が申立期間にA校で勤務したことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A校が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 4 月 7 日であり、申立期間は、適用事業所では無い。

また、B教育委員会は、「講師等の臨時的任用教職員については、『臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の適用について』（昭和 57 年※月※日付けB教育長通知）により、昭和 57 年度から厚生年金保険に加入させる取扱いを開始しており、これよりも前に厚生年金保険料を控除することはしていない。」としている。

さらに、昭和 48 年度学校要覧において、申立人と同様にA校で勤務していたとされている同僚 2 人は連絡先が不明であり、これらの者から申立期間当時の厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
昭和 43 年 4 月から 50 年 12 月までの期間は、厚生年金保険と国民年金の重複する期間として、この期間の国民年金保険料の還付を受けた。
しかし、現在の社会保険事務所の記録では、この期間は厚生年金保険に未加入とされており納得がいかない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社の設立は、昭和43年4月19日であることが商業登記簿謄本から確認できる上、申立人は同社の代表者であることから、申立人が会社設立時から同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和46年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、A社の代表者であったものの、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことについての明確な記憶が無く、また、同社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の役員及び経理担当者の連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 21 日から 57 年 3 月 10 日まで

私は、昭和 56 年 4 月 21 日から平成元年 3 月 20 日までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が 57 年 3 月 10 日からになっている。同社より前の勤務先であるB社を退職する前から、両社に並行して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間中の在職については、申立期間当時の同社の従業員の一人が申立人を記憶していることから推定できる。

しかし、申立人のA社における雇用保険の記録は、社会保険庁の厚生年金保険加入記録と一致している。

また、申立人を記憶している上記の同僚の厚生年金保険加入記録をみると、入社日から1年9か月後に資格を取得していることが確認でき、A社が従業員を新規採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。このことは当該同僚が「入社後、社会保険の加入を頼んだが、手続を取ってもらえず、強く働きかけた結果、ようやく加入手続が取られた。」と陳述していることから裏付けられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 1 日から 34 年 10 月まで

A社に勤務していたところ、重役からB社に異動するよう言われた。B社設立時に同僚2人と共に移り、以後退職まで継続勤務した。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の指示により、昭和 29 年 6 月 9 日に設立されたB社へ異動し、同社で継続勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、B社に勤務していた社会保険関係業務担当者及び複数の同僚に対し照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認できなかった。

また、B社に係る被保険者名簿をみると、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたとは考え難い。

なお、申立人が記憶していた3人の同僚のうち、昭和 30 年 7 月 1 日にB社で資格を取得している2人の同僚は既に亡くなっていることから申立期間当時の状況を聴取することはできず、残る1人については、申立期間当時、A社に勤務し、B社には異動していないことが両社の被保険者名簿から確認でき、申立人の陳述と符合しない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月から42年3月8日まで
② 昭和43年5月29日から45年12月30日まで
③ 昭和45年12月30日から46年5月1日まで
④ 昭和46年5月1日から47年11月1日まで
⑤ 昭和63年6月1日から2年8月1日まで

私は、申立期間①及び②については、継続してA社の下請会社であるB社に勤務していた。同社は厚生年金保険に加入していなかったが、保険料は控除されていたため、親会社であるA社が社会保険事務所に納めていたと思う。

申立期間③については、A社が倒産後も同社の仕事を請け負っていたため、報酬から保険料が控除されていたはずである。若しくはC社で保険料が控除されていた記憶がある。

申立期間④については、A社が倒産後、残った従業員でC社を立ち上げた。私は立ち上げ当初から同社に在籍しており、保険料が控除されていたように記憶している。

申立期間⑤については、C社が倒産する1年ほど前までは在籍していたが、同社を退職後、自身で事業を始めるまでの期間も同社の仕事を請け負っており、同社から支払われた報酬から保険料が控除されていたように記憶している。

全期間とも保険料が控除されていたことに間違いはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当時、厚生年金保険未適用事業所で

あったB社に勤務していたが、同社の親会社で厚生年金保険適用事業所であったA社の被保険者として厚生年金保険に加入しており、事業主より給与から保険料を控除されていたはずであると申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間①のうち、昭和41年4月から42年2月までの期間の国民年金保険料を同年4月1日に納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認でき、申立人は厚生年金保険の資格取得時期が同年3月であることについて認識していたものと考えられる。

また、A社の同僚は、「当時のA社の下請会社に在籍していた友人が厚生年金保険に加入していなかったと言っていたので、下請会社の社員は厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と陳述している。

申立期間②については、申立人はA社が適用事業所に該当しなくなった昭和45年12月30日まで同社の厚生年金保険被保険者であったとしているが、同日まで資格が残っているのは主にA社の社員であり、下請会社の社員は同日にかけて順次、被保険者資格が喪失されている事情がうかがえることが、同日まで被保険者記録のあった同僚の陳述により推定できる。

また、A社から申立人に係る厚生年金保険の資格の喪失の届出が無いにも関わらず、社会保険事務所が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失手続をとったものとは考えられない。

申立期間③について、申立人は、A社が倒産した後、C社を設立するまでの期間もどちらかの会社により保険料を控除されていたと陳述しているところ、同僚は「Aが倒産してからC社を立ち上げるまでの期間については、皆がそれぞれ個人で仕事をしており、会社には雇われていなかった。」と陳述しており、A社が適用事業所では無くなってからB社が新規適用の事業所となるまでの期間において、厚生年金保険料が控除されることは考えられない。

申立期間④について、申立人はB社の設立当初（昭和46年5月）から同社に勤務しており、申立期間④当時も事業主により給与から保険料を控除されていたと申し立てている。しかしC社の設立時に、資格取得している複数の同僚は、「C社を立ち上げた時の人数は、20人はいた。」と陳述しているところ、同社の設立日における厚生年金保険被保険者は6名であることが同社に係る被保険者名簿から確認でき、従業員全員を社会保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

申立期間⑤について、申立人は、同社を退職後、C社の仕事を請け負っていたと申し立てており、当該期間において同社との雇用関係が存在しないことから、引き続きC社から仕事を請け負い、報酬が支払われているとしても、同社において厚生年金保険料の控除があったものとは考えられない。

また、申立期間⑤のうち、平成元年10月16日から2年8月1日までの期間については、C社は、厚生年金保険の適用事業所では無い上、当時の事業主から申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除についての陳述を得

ることができず、当該事業主の子は、申立人の保険料控除について「分らない。」としている。

さらに、当該期間については、申立人に国民年金の納付記録があることが確認でき、申立人又は申立人の妻は、当時、C社の厚生年金保険資格の喪失が昭和63年6月であると認識していたものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間⑤に係る雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①から⑤までにおいて事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 17 日から 39 年 1 月 21 日まで
厚生年金保険加入期間について、B 社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A 社に勤務していた期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

昭和 39 年 1 月末に結婚のため退職し、退職金はすぐにもらったが脱退手当金はもらっていない。同年 4 月 7 日ぐらいにもらっているなら結婚式の直前だから絶対に忘れない。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 4 月 7 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 14 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 1 年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した者 18 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 17 人に支給記録が確認でき、うち 16 人が資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定がなされている上、支給決定日が同一日となっている受給者が複数散見されることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されており、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 2 日から 41 年 12 月 15 日まで
B 社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、A 社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。当時、脱退手当金は退職金に上乗せして支払われるのが通常だと聞いた。退職後 2 年近くたって支払われたことは信じられない。脱退手当金はもらっていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金を受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険資格の喪失日から約 1 年 11 か月後の昭和 43 年 11 月 7 日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書を見ると、提出年月日が記載されていないことから、当該裁定請求書が実際には相当以前に社会保険事務所に提出されていた可能性を否定できない。

また、同請求書の事務所名及び事務所の所在地欄には、A 社のゴム印が押されている上、裁定庁である社会保険事務所の受付印があることから、同社が代理請求を行ったものと推定できる。

さらに、脱退手当金計算書を見ると、申立人の住所地に近接する金融機関が脱退手当金の払渡店に指定されていることが確認できる。

加えて、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月から28年7月まで

私の夫が遺した履歴書には、昭和26年11月から28年7月までA社に勤務したと記載してあるのに、社会保険事務所の記録には、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、夫が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとされるA社については、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社が所在していたとする地域を管轄する法務局において、商業登記に係る記録は確認できなかった。

また、申立人の妻は、A社における申立人の上司及び同僚を承知しておらず、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立期間が結婚前であることから、申立人の妻はこれを承知しておらず、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から40年2月21日まで
② 昭和41年4月から同年8月まで

私は、申立期間①の期間はA社に勤務し、C業務に従事していた。その後、申立期間②の期間は、B社に勤務し、D業務に従事をしていました。両社とも健康保険証をもらっていたのにこれらの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社においてC業務に従事をしていましたと申し立てているところ、同社の元事業主の妻及び同僚の陳述並びに申立人が後年勤務したB社提出の申立人の履歴書に昭和39年から40年まで同社に勤務と記載があることから、在職期間は明確に特定できないものの、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

また、申立人が名前を挙げた上司は既に亡くなっているため、保険料控除の事実について陳述を得ることはできなかった。

このほか、当委員会において、直接意見の陳述を受けたが、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、B社に勤務しD業務に従事をしていましたと申し立てているところ、同社に申立人の履歴書が保管されていたことから、在職期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「履歴書はあったが、社会保険に加入した書類、労働者

名簿等が見当たらないため、保険料控除及び勤務の実態について分からない。」と回答している。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

このほか、当委員会において、直接意見の陳述を受けたが、申立人が申立期間②において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月から 39 年 5 月まで

A社（現在は、B社。）がC市に工場を新設した際、私を含めた地元の5人が一緒に採用された。日付ははっきりしないが、昭和38年11月から39年5月までの期間のうち3か月間を同社で勤務した。その間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社で勤務したとしているが、複数の同僚の陳述及び申立人が一緒に採用されたとする地元の同僚の加入記録により、申立人が勤務していたのは、同社の子会社であるD社であることが確認できる。

しかし、D社の元課長は、「工場の新設に際して、パート及びアルバイトなどの正社員以外の従業員を大量採用したが、すべての人を健康保険及び厚生年金保険に加入させたわけではない。」としている。

また、社会保険事務所の保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、当該名簿における健康保険の整理番号にも欠番は無い。申し立てているA社に係る同被保険者名簿についても確認したが、申立人の記載は無く、健康保険の整理にも欠番は無い。

さらに、D社及びA社の後継会社であるB社の人事労務担当者は、「申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料は残っておらず、申立人の給与から保険料控除を行ったのかどうかについては不明である。」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 6 月まで

A社（現在は、B社。）に昭和 46 年 4 月から 61 年 11 月まで勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が 47 年 7 月 1 日とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和 47 年 7 月 1 日とされており、雇用保険の資格取得日と同一日であることが確認できることから、事業主は、記録どおり、雇用保険の加入手続と併せて厚生年金保険の加入手続を行ったと考えられる。

また、申立期間における上記名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、申立期間当時の経理担当者は既に亡くなっている上、申立人が同時期にA社に入社したとしている同僚は、「申立人とは一緒に入社したわけではないので、申立人の入社時期は分からない。」と陳述しており、A社において申立人の勤務状態及び保険料控除について同僚から確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月から 35 年 10 月まで

私は、中学を卒業した昭和 27 年 4 月から A 社 B 支社の下請けをしていた C 社 D 出張所の F 所で勤務し、18 歳になった年の 8 月からは E 所で勤務した。F 所では危険は無く、保険に入る必要は無かったが、E 所は危険な作業が多く当然健康保険と厚生年金保険には入っていたと思うのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚としている者については社会保険事務所が保管する C 社 D 出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できることから、勤務形態及び勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記被保険者名簿では、申立人が記憶している同年代で同じ E 所の仕事をしていた同僚 5 人及び当該事業所の事務員 2 人の名前は、申立人と同様に、いずれも確認できず、また、当該被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、C 社は、「社員名簿、人事台帳及び給与台帳ともに、法令で定める保存年限である 7 年を経過したものは、随時処分していることから、在籍の確認ができない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 53 年 4 月ごろまで
② 昭和 53 年 9 月から 54 年 3 月ごろまで
③ 昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月ごろまで

私は、申立期間①当時、A社に勤務し、B地方でE業務に従事する仕事をしていた。また、申立期間②当時、C社に勤務し、F業務に従事していた。さらに、申立期間③当時、D社に勤務し、G業務に従事していた。

これらの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の上司の陳述から、期間は特定できないものの、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該上司は、「当時、私はB地方の責任者をしてしたが、社員は新聞広告等で募集し同地方でも40人から50人を採用していた。この中に申立人がいたことを記憶しているが、これら社員はいずれも臨時社員であって、報酬は完全な歩合給であったので、厚生年金保険には加入していない。E業務部門で正社員は責任者のみであった。」と陳述している。また、申立人も当時報酬の90パーセント以上は歩合給であったと陳述している。

さらに、A社は申立期間①のうち、昭和53年2月21日以降は適用事業所では無くなっている。また、このため申立期間当時の資料は無い上、事業主の所在は不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について事業主の陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立期間の一部の期間については、C社における

雇用保険の加入記録があることから、期間は特定できないものの同社に勤務したことが確認できる。

しかし、C社の社長及び会計責任者は、「当時、B地方では公共工事が活発に行われており、当社も何か所もの工事現場を持ち、臨時でF業務従事者を多数雇用していた。当社では現場作業員の中でも技能者は正社員として厚生年金保険に加入していたが、F業務従事者は臨時社員として採用し、厚生年金保険には加入させていなかった。」と陳述している。

また、当該事業所における申立人の雇用保険加入記録をみると、申立人は季節的に雇用される者として記録されていることから、厚生年金保険の被保険者とならない取扱いがされていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間②において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間③については、複数の同僚の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務したことが推認できる。

しかし、D社に係る被保険者名簿を確認すると、新規適用日（昭和56年9月1日）以降の申立期間中に資格を取得しているものは11人みられるが、申立人の該当する記録は無く、当該名簿の健康保険の整理番号に欠落も無い。

さらに、D社に係る被保険者名簿から10人を抽出し照会したが、当時の事情を明らかとする陳述は得られなかったほか、当時の幹部は、「申立人は入社時60歳前で、アルバイト又は臨時社員として採用しており、正社員で無かったので、厚生年金保険には加入していない。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 17 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 1 月 17 日から同年 8 月 31 日まで A 社の B 店で販売員をしており、42 年 9 月 1 日から 43 年 11 月 30 日までは C 社で D 業務に従事していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が名前を挙げた同僚が A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できること、及び当時の事業所内部の状況に関する申立人の申立内容が具体的であり同僚の陳述とも一致していることから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠落は無く、記録に不自然な点も見当たらず、また、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

さらに、当該事業所は、「若い人はすぐ辞める人が多いので、一部の人には試用期間を設け、しばらく様子を見てから正社員にしている。申立人は勤務期間が短いことから、正社員として社会保険に加入していないと思われる。」と陳述していることから、申立期間当時、同社では一部の従業員について入社後一定期間経過後に被保険者資格を取得させる取扱いであり、申立人は被保険者資格を取得する前に退職したと考えるのが相当である。

申立期間②については、申立人が勤務していたとする C 社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、勤務先の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は、当該事業所の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間②における申立人の雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 25 日から 41 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 40 年 7 月 12 日から A 社に勤務し、同社倒産後の同年 10 月 25 日から 41 年 3 月 21 日まで同社 C 事業本部の承継企業である B 社に引き続き勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、B 社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する B 社に係る事業所別被保険者名簿から同社での在籍が確認できる複数の同僚の証言により、申立人が、同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、B 社は、昭和 40 年 12 月 1 日に社会保険の適用事業所となっていることが、同社に係る事業所別被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間のうち、同日前において適用事業所とはなっていない。

また、申立人と一緒に A 社から B 社に移ったとされる同僚の同社での厚生年金保険被保険者記録も見当たらない。

さらに、B 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間の健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる。

加えて、B 社は、昭和 41 年 10 月 31 日に社会保険の適用事業所では無くなっている上、49 年 12 月 3 日に解散していることが商業登記簿から確認でき、申立期間当時の役員 2 人及び複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 1 月 4 日から平成 3 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 3 月 30 日となっており、同年 3 月の 1 か月が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険加入記録では、申立人は、同年 3 月 29 日に同社を離職していることが確認でき、社会保険庁の記録と符合している。

また、A 社が加入している B 厚生年金基金の記録をみると、申立人の同社での被保険者資格の喪失日は平成 3 年 3 月 30 日であり、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A 社は、「当時、月の末日が土曜日又は日曜日の場合、最終勤務日に当たる直近の金曜日付けで退職手続を行っており、申立人は申立期間に同社に在籍していない。」としており、平成 3 年 3 月 31 日は日曜日であったことから、同社は、申立人の退職日を同日直前の金曜日の同年 3 月 29 日とし、申立人の被保険者資格の喪失日を社会保険庁の記録どおりの同年 3 月 30 日とする届出を行っていることが、同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から確認できる。

加えて、A 社における平成 3 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失者は見当たらない一方、申立人の資格喪失日と同一日の同年 3 月 30 日に被保険者資格を喪失している同僚が 10 人おり、そのうち 1 人は、同年 3 月分の国

民年金保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格の喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格の喪失日は、平成 3 年 3 月 30 日であり、申立人の主張する同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 44 年 12 月まで

私は、昭和 35 年 1 月から 44 年 12 月まで A 社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる複数の同僚の証言から、在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、事業主及び同僚からは、申立人の在籍時期、勤務実態及び申立期間の厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、A 社は、昭和 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同社は、申立期間において同年 11 月 1 日以前の期間は適用事業所となっていない上、同名簿を見ると、健康保険番号に欠落は無く、連続して付番されていることが確認できる。

さらに、申立人が、A 社で在職していたと申し立てている複数の同僚の同社における厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 27 日から 34 年 6 月 5 日まで

私は、昭和 33 年 3 月 27 日に A 社に入社し、同社が B 業務を受託していた事業所で C 業務従事者として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 34 年 6 月 5 日となっている。50 年以上も前のことであり、当時の給与明細書等の資料は残っていないが、33 年 3 月 27 日から A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録から、申立人が、昭和 33 年 3 月 26 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

そこで、A 社における厚生年金保険への加入の取扱状況についてみると、申立人が、自身と同一職種で同僚として名前を挙げた者の同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、入社日から約 7 か月から 19 か月までの期間が経過した後となっていることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、A 社の当時の社会保険事務担当者は、「上司から試用期間経過後に社会保険に加入させる旨の指示があった。」と陳述しているとともに、現在も同社に在籍している同僚は、「試用期間中には、社会保険に加入させていなかった。」と陳述している。

これらのことから、A 社では、申立期間当時、申立人と同一職種の新卒社員について、個人ごとに期間に差は認められるものの、一定の試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いであり、申立人についても申立

期間は試用期間であったため、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 12 月まで

私は、昭和 31 年 6 月から 36 年 12 月まで A 社に勤務していた。当時、同社は、B 商品のほか、C 社という商号で D 商品の販売も行っており、両社の所在地は同じであった。

社会保険庁の記録では、A 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 32 年 4 月 1 日となっているが、36 年 12 月まで勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社での厚生年金保険被保険者資格を昭和 32 年 8 月に喪失した同僚は、「私が退職した時点において、申立人は、同社で働いていた。」と陳述していることから、申立人が、申立期間のうち、同年 8 月までは同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、A 社の当時の事業主は既に死亡している上、当時の事務担当者の連絡先も不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

また、複数の A 社での同僚及び C 社の在籍者に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、管轄社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 32 年 4 月 1 日以後の申立人の標準報酬月額に係る定時決定等の記録は無い上、申立人の健康保険証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の押印が確認できる。

加えて、申立人がA社と同一事業主が経営していると陳述しているC社に係る厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の記録は見当たらない上、同名簿の申立期間の健康保険番号に欠落は無く、連続して付番されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する事業所整理記号簿及び社会保険庁のオンライン記録において、類似の事業所名での確認を行ったが、申立人が陳述している事業所所在地において該当する適用事業所の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 19 日から 32 年 7 月 8 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私は、昭和 60 年 1 月に災害に遭い、申立期間当時の書類は残っていないため、正確な入社日及び退社日は分からないが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での在籍が確認できる同僚2人の証言から、申立人が、同社に在籍していたことは推定できるものの、いずれの同僚も、「申立人の同社での在籍時期、在籍期間及び勤務実態までは特定できない。」と陳述している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により同社での申立期間当時の在籍が確認できる同僚2人は、「当時、具体的な期間までは覚えていないが、入社後に一定期間の試用期間を設けていた。」、「当時、事業主の考え次第で厚生年金保険に加入していなかった同僚がたくさんいた記憶が有る。」と陳述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できる上、申立人は、申立期間当時の同社の従業員数は約300人から400人ぐらいであったと陳述しているところ、同名簿を見ると、同社での厚生年金保険被保険者数は、申立期間直後の昭和32年8月1日時点において、既に被保険者資格を喪失していた者を含めて135人であることが確認でき、同社には、厚生年金保険に加入していない従業員がいたことがうかがわれる。

加えて、複数の同僚は、「A社に入社後、2年から3年後ぐらいに厚生年金保険に加入した。」旨を陳述しており、同社での被保険者資格の取得日が昭和33年3月18日である同僚は、「同社には、昭和28年又は29年に入社したが、社会保険には加入しておらず、健康保険証は無かったので、治療が必要になった際、会社に相談し、健康保険証を作ってもらった。」と陳述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、試用期間などの何らかの事情により、入社から数年後に厚生年金保険資格の取得手続を行っていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から 43 年 6 月 21 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた昭和 38 年 3 月 26 日から 43 年 6 月 21 日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、A社を退職する際、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

そこで、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性13人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め8人であり、うち7人が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に当たっては、事業主が何らかの関与をしていた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 43 年 8 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 28 日から同年 7 月 20 日まで
② 昭和 38 年 7 月 20 日から 41 年 7 月 27 日まで
③ 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 3 月 28 日まで

A社、B社及びC社で勤務していた厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

C社を退職した際に、脱退手当金の請求書類に記入したことも、印鑑を押したことも無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は、C社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年3か月後の昭和45年6月26日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、申立人の脱退手当金は、同請求書に記載された申立人の実家の住所地に近いD郵便局での隔地払い（通知払い）となっていることが確認でき、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の実家の住所地あてに送付され、同郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、C社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間に係る脱退手当金とは別の脱退手当金が昭和

37年12月27日に支給されたと記録されているところ、申立人は、この脱退手当金を受給したことを記憶しており、申立人は、脱退手当金制度を認識していたと考えられる上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月ごろから同年 12 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については同社で正社員としてB業務に従事する仕事をしていたことは間違いがないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にC市D区内にあったA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間当初（新規適用時）から、申立人が次の事業所（E社）で厚生年金保険被保険者の資格を取得する昭和35年6月7日までの間に、記録が確認できる同僚10人に照会したところ、6人から回答があり、全員が申立人のことを知らないと陳述しており、申立人も申立期間当時の上司及び同僚の名前を記憶しておらず、事業主も既に死亡しているため、これらの者から同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和33年9月2日から同年12月14日の間、F社において厚生年金保険に加入していることが確認できるため、同社で被保険者資格を有していた期間は、A社で被保険者資格を有していたとは考え難い。

さらに、上記同僚のうち一人は、「正社員と言われる方は、男子のF業務従事者で、女子はアルバイトのような方が多かったと思う。」と陳述しており、別の同僚は「女性従業員の出入りは頻繁であった。」旨陳述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社の社員数は20人程度であったと陳

述しているが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の被保険者は5人ないし8人であり、当該名簿に欠番は無いことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 21 日から 52 年 1 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、A社で二度目の資格を取得したとされている日から約4か月後に、B業務長に任命されており、継続して勤務していなければこのような辞令は出ないと思う。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していることはA社の同僚の証言により推認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社が保管する職員社会保険台帳の記録は、社会保険庁における申立人の厚生年金保険加入記録と一致する。

また、申立人は、「A社に勤務した当初は、パート勤務であり、厚生年金保険には未加入であったが、その後、勤務時間が長くなったため厚生年金保険に加入することになった。」としているところ、A社の同僚は、「申立期間当時、申立人は午前中のパート勤務であったと記憶している。」と陳述している。

以上のことから、申立期間当時、申立人がパートタイム勤務扱いとなり、勤務時間が短くなったため、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させたものと考えることが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 29 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 5 月 29 日から同年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。同社に当該期間勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社（現在は、B社。）に、臨時雇用員として勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社の履歴カードにより確認できる。

しかし、B社は、「当時、A社では、2か月単位で厚生年金保険の加入手続を行っており、申立人の場合、昭和 42 年 5 月と同年 6 月に入社した者の一人として同年 7 月 1 日に厚生年金保険の加入手続をしたと思われる。このため、申立期間については、申立人に係る保険料の控除及び納付は行っていない。」と回答している。

また、昭和 42 年 7 月 1 日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうちの、12 名からの供述があり、全員が同年 5 月と同年 6 月に同社に入社したとしている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月ごろから 36 年 2 月ごろまで

A社に昭和34年8月ごろから36年2月ごろまでB業務担当者として勤務していたが、社会保険庁には当該期間に係る厚生年金保険に加入した記録が無い。同社で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社内の様子及び業務の内容など、従業員でなければ知り得ない事情を具体的に記憶していることから、同社に勤務していたと推認できる。

しかし、A社は、既に社会保険事務所の適用事業所で無くなっており、申立期間当時の人事記録等が残されていないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所に保管されているA社に係る被保険者名簿から、申立期間同時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はおらず、また、申立人も当時の同僚の氏名を記憶していない。

さらに、A社に係る被保険者名簿には、申立期間前後に入社した従業員の健康保険番号に欠落は見られない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 21 日から 39 年 5 月 1 日まで

A社に昭和 36 年 2 月から勤務し、厚生年金保険料を支払っていると思うが、社会保険庁には加入していた記録が無い。自分より 1 年前に入社した先輩には入社した年から加入記録があり、自分より後に入社した後輩にも自分より早く加入記録がある。納得できないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述及び申立人が申し立てている同僚の加入記録により、申立人が昭和 36 年 2 月ごろから、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該同僚及びほかの同僚について、入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を見ると、試用期間があったとして入社日の約 4 か月後及び約 9 か月後に資格を取得している者及び、勤務を始めて約 2 年 2 か月後に資格を取得している者が確認できることから、A社では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

また、申立人が入社した時期及びその期間の前後に、A社で健康保険の資格を取得した者の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務していた申立期間における加入記録が無い旨の回答をもらった。確かにA社B支店に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚としている者について、社会保険事務所が保管するA社B支店の被保険者名簿から厚生年金保険の加入記録が確認できることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間の途中の昭和 20 年 5 月に合併によりC社となったことが確認でき、また、社会保険事務所が保管するA社B支店の被保険者名簿から、同年 9 月 15 日に被保険者資格を取得した同僚は、「申立人が名前を挙げた同僚と一緒に勤務していた記憶はあるものの、申立人が勤務していた記憶は無い。」と供述している。

さらに、申立期間当時におけるA社B支店の職場環境について、上記の被保険者名簿から昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「多くの女性社員が、内勤業務に当たっていた。」と供述しており、また、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる別の同僚は、「当時、女性社員が内勤で重要な仕事をしていた記憶がある。」と供述しており、当該被保険者名簿からも、同一日に被保険者資格を取得した者の人数は、男性 17 名に対して女性 21 名となっていることが確認でき、A社B支店で勤務当時、女性社員は男性社員に比べて少数であり、男性社員の指示の下で勤務して

いたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、A社B支店は、その後、合併及び改称により名称変更して昭和 36 年 11 月 27 日に社会保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主及び役員等については所在が不明であることから、これらの者から同社同支店における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る、保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。